# 第２次
# 糸魚川市人権教育・啓発推進計画

（令和４年度 ～ 令和８年度）




糸　魚　川　市

# 目　次


## 第１章　計画の概要

１　基本的な考え方・・・

## 第４章　計画の推進に向けて


１　庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
２　関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
３　計画の進行管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
４　数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62


## ＜資料編＞


１　世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
２　児童の権利に関する条約（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
３　日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
４　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・78
５　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・80
６　部落差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
７　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ・・89
８　新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・91
９　糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・95
10　糸魚川市人権施策推進庁内委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
11　計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
12　糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・98


**「障がい」の表記について**

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」（平成 22 年,「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議）としていますが、法令等を除いて、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」（平成 30 年,「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」文化審議会国語分科会）と確認されています。

これらを踏まえ、本計画では、当事者等への配慮から、原則として「障がい」と表記します。ただし、法令やそれに基づく制度などの固有名詞は「障害」と表記します。

# 第１章　計画の概要

## １　基本的な考え方

### （１）計画策定の趣旨

本計画は、平成12（2000）年、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための各種の個別計画や施策の基本となる計画です。

本市では、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、「全ての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるため、平成29（2017）年３月に「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

近年の新たな人権課題、それらに対する意識の変化や社会の関心の高まりを受けて、関係法令・施策の改正や社会情勢の変化を反映し、今後の人権課題を見据えて、この度「第２次糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

### （２）計画の目的

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくり

本市における人権教育・啓発は、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や糸魚川市総合計画等に即して推進します。

本市では、令和４（2022）年３月に「第３次糸魚川市総合計画」を策定し、その基本計画の中で、全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進することを掲げています。本計画は、これらを実現するため、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性の尊重や社会的包摂の意識を醸成させることを目的とします。

### （３）計画の期間

本計画の期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５年間とします。ただし、今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

## ２　人権教育・啓発のあり方

本市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第２条）及び基本理念（第３条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のように捉えています。

「人権教育・啓発推進法」
＜定義＞
人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動
人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）
＜基本理念＞
国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### （１）連携と協働による多様な機会の提供

人権問題がますます複雑化、多様化する傾向の中で、人権教育・啓発は、家庭、学校、園（保育園・幼稚園）、地域、関係機関、関係団体など社会全体が連携・協働し、あらゆる場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進することが必要です。

### （２）発達段階を踏まえた効果的な推進

市民一人ひとりが、人権の重要性を正しく理解し、その精神を身に付け、自他の人権を尊重する態度と行動により日常生活を営むことが必要です。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

### （３）市民の自主性の尊重と人権教育・啓発における主体性の確保

人権教育・啓発に当たっては、人権問題は人の内面的な問題に関わることや多種多様な意見があることなどから、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないよう、また異なる意見に対する寛容の精神に立って自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は主体性や中立性を確保しなければなりません。

## ３　基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しています。

人権教育・啓発に関する施策については、次の５つを基本的な視点としながら推進します。

### （１）「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」の強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」という心のあり方が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。その上で、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

### （２）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、市民一人ひとりが年齢や性別に関わりなく、法を理解し使いこなす力を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすれば良いか理解し使いこなす能力を身に付けることで、はじめて自分の人権を守り、自分らしさを実現できるからです。子ども、高齢者、障がいのある人、配偶者等からの暴力（以下「ＤＶ」という。）被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力はなくてはならないものです。

そのためには、適切な情報を提供する工夫が必要です。

### （３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を支援する

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われています。しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、人権侵害を行った人の問題でもあり、社会の問題でもあります。

人権侵害を受けた人々が権利を主張しやすい環境づくりが地域社会に求められており、人権侵害が起きた場合、侵害された人々を傍観せず、声掛けし、励まし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手立てを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

### （４）多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などに関わらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性の尊重や誰一人取り残さない社会的包摂についての意識を醸成することが必要です。

### （５）人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

これまで人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、全ての人々の法を理解し使いこなす力の向上を重視します。人権が侵害された場合、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

## ４　策定の背景

### （１）国際的な潮流

国際連合は、第３回総会、昭和23（1948）年において、差別撤廃・人権確立によって人類共通の願いである恒久平和の実現を明確にするという基本精神をもった「人権に関する世界宣言」を採択しました。

そして、人類社会の最も基本的なルールである人権を確立し、世界の全ての人々が幸せな未来を迎えられるよう、第49回総会、平成６（1994）年において、「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、「行動計画」を提起しました。

平成27（2015）年の国連サミットでは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ:Sustainable Development Goals）」が全会一致で採択されました。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、人権尊重の理念がその基礎にあります。

### （２）国・県の取組

国においては、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、平成９（1997）年には国内行動計画と「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

国内の法制定をめぐる動向としては、平成９（1997）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは、国の責務であると明記されました。

また、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などを法律として規定する必要があるとして、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、昭和53（1978）年に「同和教育基本方針」を策定しました。

その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、平成16（2004）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定、平成22（2010）年には「新潟県人権教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

### （３）糸魚川市の取組

本市では、このような動向を受け、全ての市民が互いの人権を尊重し合う社会を実現するため、国・県の人権に関する計画や指針に沿って、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、当市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにする「糸魚川市人権教育・啓発推進基本指針」を平成19（2007）年３月に策定し、各分野で人権に配慮した施策を推進してきました。

しかし、社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者、女性の人権、インターネットによる人権侵害等の問題は更に深刻化しており、これまで顕在化していなかった新たな人権侵害も発生しました。

そこで、市として人権教育・啓発を更に進めるため、平成 29（2017）年３月に第１次となる「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

| | |
|---|---|
|  | 1【貧困】<br>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 2【飢餓】<br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 3【保健】<br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | 4【教育】<br>すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5【ジェンダー】<br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う |
|  | 6【水・衛生】<br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 7【エネルギー】<br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 8【経済成長と雇用】<br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を推進する |
|  | 9【インフラ、産業化、イノベーション】<br>強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションを図る |
|  | 10【不平等】<br>国内及び各国家間の不平等を是正する |
|  | 11【持続可能な都市】<br>包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 12【持続可能な消費と生産】<br>持続可能な消費生産体制を確保する |
|  | 13【気候変動】<br>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 14【海洋資源】<br>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15【陸上資源】<br>陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性損失の阻止 |
|  | 16【平和】<br>平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて包摂的な制度を構築する |
|  | 17【実施手段】<br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |
| | |

## 5　計画の体系

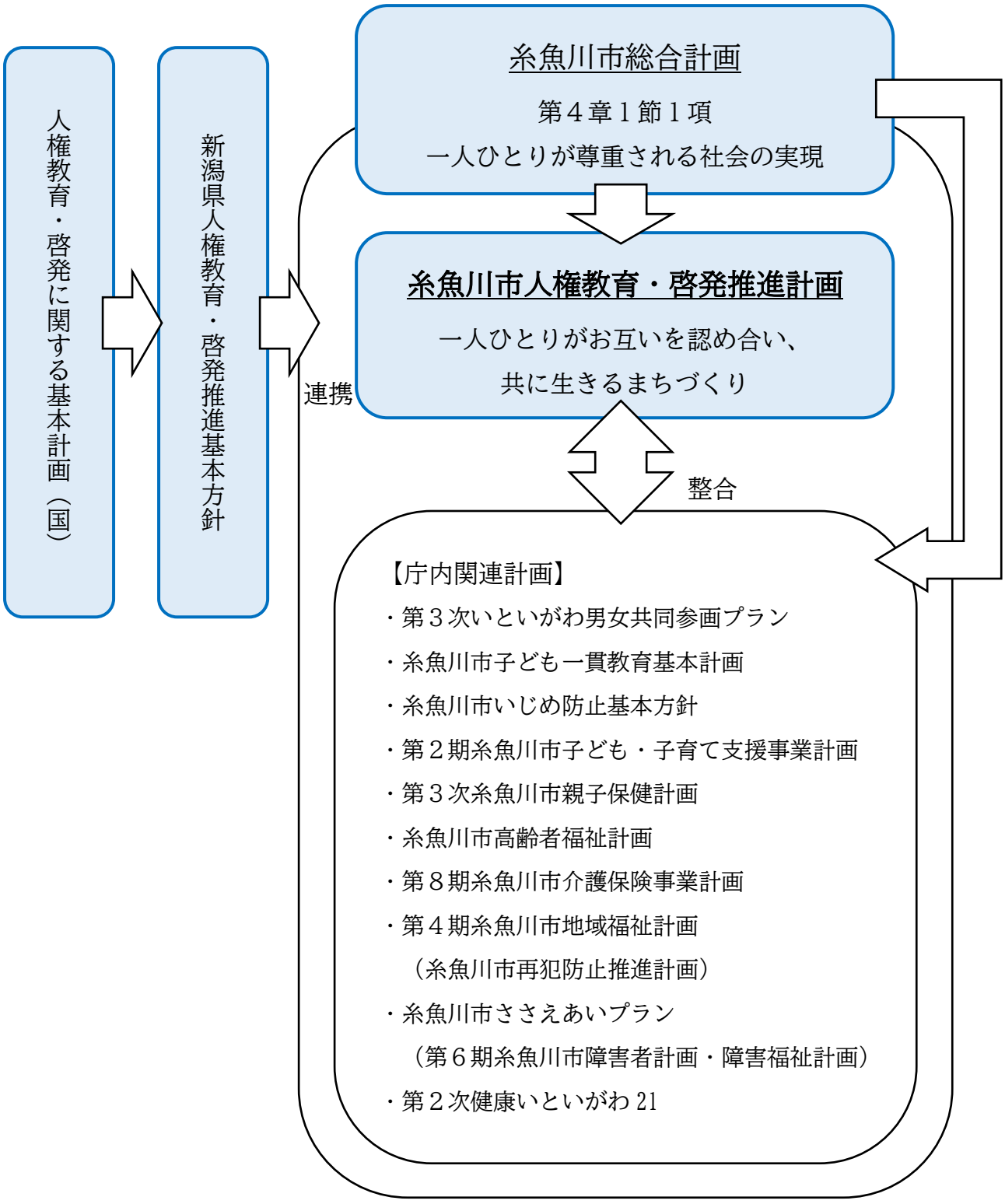
人権教育・啓発に関する基本計画（国）
新潟県人権教育・啓発推進基本方針
糸魚川市総合計画
第４章１節１項
一人ひとりが尊重される社会の実現
糸魚川市人権教育・啓発推進計画
一人ひとりがお互いを認め合い、
共に生きるまちづくり
連携
整合
【庁内関連計画】
・第３次いといがわ男女共同参画プラン
・糸魚川市子ども一貫教育基本計画
・糸魚川市いじめ防止基本方針
・第２期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画
・第３次糸魚川市親子保健計画
・糸魚川市高齢者福祉計画
・第８期糸魚川市介護保険事業計画
・第４期糸魚川市地域福祉計画
（糸魚川市再犯防止推進計画）
・糸魚川市ささえあいプラン
（第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画）
・第２次健康いといがわ 21

## 第２章　あらゆる場における人権教育・啓発の推進

### １　家庭における人権啓発の推進

#### （１）現状と課題

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族の触れ合いなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

しかし、近年の核家族化やひとり親家庭の増加、経済格差の拡大に伴う貧困率の増加、少子化や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、子育ての孤立化や家族の絆の弱体化に起因する育児不安、育児ノイローゼ、児童虐待、しつけへの自信喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力低下が子どもの発達に大きな影響を与えています。

また、インターネットやスマートフォンの普及などにより、家族間の触れ合いも希薄となる等、人と人とが直接対話をするコミュニケーションがより一層重要となっており、家庭教育を支援していく必要性が生じています。

#### （２）施策の基本方針

ア　家庭における人権教育の支援

妊娠期から思春期までの子どもの発達段階に応じた子育て学習や父親向けの家庭教育参加啓発講座などで、親子が共に人権感覚を身に付けられるよう学習機会の提供と充実を図ります。

また、家庭の経済状況などの子育てに関する様々な悩みに対して、相談体制を拡充します。

講演会、乳幼児健康診査などを通して、子育ての土台となる親子の愛着形成、自己肯定感を育む子育ての重要性を啓発します。

家族全員が家庭内外において自他の人権を尊重し合えるよう、日常生活における様々な人権意識の高揚を目指した啓発活動や情報提供を積極的に行い、人権問題について家庭内で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

イ　地域の教育力向上の支援

子どもは、「社会の宝」「地域の宝」という認識のもと、民生委員・児童委員の活動等を通して、子どもの社会性の育成や地域社会の教育力の向上を図るとともに、地域住民からの声かけや見守り活動を通して、子どもが安全に過ごすことができる地域づくりを推進します。

## ２　保育園・幼稚園等における人権教育の推進

### （１）現状と課題

乳幼児期は、自尊感情が育つなど人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、大人との関係を土台として、生活や遊びの中でほかの子どもと関わることで、人には同じ側面や様々な違いがあることを知り、自分を大切に思うように人を大切に思う人権感覚の基礎を培っていきます。

保育園や幼稚園では、豊かな人間性を育む保育等に努めていますが、少子化の進行や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、家庭・地域の教育力が低下し、子育ての孤立化などによって子どもの社会性や想像力、感性が育ちにくくなっています。園児を大人と同様に権利の主体として尊重し、一人ひとりの特性や発達段階、置かれている環境に配慮しながら、子どもの最善の利益を考慮し、成長に合わせた保育が必要です。

そのためには、職員の人権意識の向上と、人権に留意した適切な保育のための資質向上を図ることが必要です。

また、家庭や地域との連携によって、人権を大切にする保育を実践するとともに家庭における人権教育の支援が必要です。

### （２）施策の基本方針

ア　人権を大切にする心を育てる保育の推進

園児が自分自身を肯定的に捉え、価値ある存在として認め、大切に思う気持ちを育む保育を推進します。

園児を大人と同様に権利の主体として認め、発達段階に合わせて、心豊かな関わりや触れ合いの中で、お互いの人権を尊重しあう保育等の充実に努めます。

また、園児への人権に留意した保育や保護者への支援を適切に実践するため、研修機会等を通じて、職員が人権に対する正しい知識や認識を持つよう努めます。

イ　家庭や地域と連携した園児への人権に留意した保育の推進

家庭との連携のもと、親子の愛着形成に努めるとともに、善悪の判断や、自分も他人も大切に思い、命を大切にする心など、乳幼児期において人権意識を育む教育を推進します。

また、地域、保育園、幼稚園等の関係機関が連携して、子どもの人権を大切にしながら、保護者が主体的に子育てできるよう支援します。

## ３　学校教育における人権教育、同和教育の推進

### （１）現状と課題

学校教育においては、児童生徒一人ひとりに人権尊重の精神を育みながら、発達段階に応じた計画的・組織的な人教教育、同和教育を行ってきました。しかし近年、価値観の多様化、核家族化、少子化の進行並びに情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。加えて、そのような状況の中で、児童虐待、いじめ、体罰、インターネットによる人権侵害、デートＤＶ[1]等、子どもに対する人権侵害が問題となっています。

「児童の権利に関する条約[2]」では、全ての子どもが平等に大人と同じ人間としての人権が認められ、主体的に生きる権利があると定めています。

そのため、児童生徒を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮した人権教育が必要です。

また、教職員は子どもの発達段階で発生する様々な人権課題に適切な対応を行うため、人権意識及び資質の向上を図る必要があります。

### （２）施策の基本方針

ア　教職員の資質の向上

教職員は、様々な人権課題についての正しい認識と人権感覚を身に付け、指導力、実践力の向上を図ります。また、差別の現実に学び、現地研修等を通して理解を深めます。

イ　児童生徒の権利主体性を育てる人権教育の推進

「児童の権利に関する条約」の理念を基に、児童生徒が権利及び義務をともに正しく理解し、いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。

子どもの意見や意思を尊重する取組を教科等の指導、生徒指導、学級経営等、教育活動全体を通して積極的に進めます。

---

1 デートＤＶとは、交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18 歳未満の子どもを「権利をもつ主体」として位置づけ、大人同様ひとりの人間として人権を保障している。

ウ　人権尊重の精神を育む教育の推進

様々な人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせるため、「新潟県人権教育基本方針」、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画（以下「計画」という。）に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。

エ　部落問題学習を中核にした人権教育の推進

同和問題・部落差別の背景と現状を理解し、児童生徒の発達段階に応じて部落差別の解消へとつながる学習を計画に明記し、推進します。

## 児童の権利に関する条約とは

平成元（1989）年に国連で採択され、平成２（1990）年に発効しました。日本においては平成６（1994）年に批准されています。

ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長過程の子どもだからこその権利も定められており、以下の４つを一般原則としています。

**差別の禁止**

全ての子どもは、子ども自身又は親の人種、性別、言語、宗教、意見、財産、障がいなどを理由に差別されないもの。

**児童の最善の利益**

子どもに対する全ての措置をとる際には、「子どもの最善の利益」が主として考慮されるもの。

**児童の意見の尊重**

子どもは自身に関係する事柄について自由に意見を表すことができ、その意見は子どもの発達によって考慮するもの。

**生命、生存及び発達に対する権利**

全ての子どもは生きる権利と発達する権利を持ち、そのために必要な支援を受けることが保障されるもの。

## ４　社会教育における人権教育、同和教育の推進

### （１）現状と課題

全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度と行動に現れるような人権感覚の醸成が求められます。

本市では、生涯学習推進計画に沿った各種事業を実施し、人権に関する知識の習得や人権について考える機会の提供に努めてきました。

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくりを進めるために人権意識は重要であり、市民が主体的に人権問題を考えるような社会教育、同和教育のプログラムを提供することが大切です。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する必要があります。

### （２）施策の基本方針

ア　教育・啓発活動の推進

冊子やリーフレット、教育資料、視聴覚教材のほか、電子媒体を活用するなど時代に即した教材を活用し、人権教育、同和教育など人権意識を高める啓発活動を推進します。

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域が連携を図りながら、お互いの命を大切にし、豊かな心を育む人権教育、同和教育を推進します。

地域全体が自他の人権を尊重し合うよう、フィールドワークなど参加体験型の手法など、より実効的な手法を取り入れた指導者研修会の実施など、地域人材の育成を図ります。

イ　地域における人権教育の支援

地域に根差した学習機会や情報を提供し、指導者の育成などが図られるよう、地区公民館の人権教育・啓発活動を支援します。

## ５　市民に対する人権啓発の推進

### （１）現状と課題

人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提に他者の人権にも十分配慮した行動をとることができるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本市では、人権啓発として、様々な人権課題をテーマにした講演会・研修会、人権意識高揚のための街頭啓発、広報紙による啓発事業並びに新潟地方法務局糸魚川支局及び糸魚川人権擁護委員協議会などの関係団体等との連携を実施しています。

今後は、対象者の発達段階や理解度を踏まえ、親しみやすいテーマや具体的事例を用いた啓発、参加型や体験型の啓発など、より効果的な手法を検討し啓発を推進する必要があります。

### （２）施策の基本方針

ア　対象者の発達段階や理解度に応じた啓発の推進

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域、職場などで、各年齢層の日常生活における経験や興味、関心などに応じた人権啓発に努めます。

イ　効果的な啓発の推進

法の下の平等、個人の尊重といった基本的視点での人権啓発に加え、より身近な具体的事例、社会問題となっている事例を取り上げ、より効果的な人権啓発の推進に努めます。

広報紙、パンフレット、ホームページ、安心メール、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[3]を活用した人権啓発、講演会、研修会などの知識習得型の人権啓発に加え、体験研修や社会奉仕活動への参加などの参加型や体験型の人権啓発を検討し、より効果的な取組を推進します。

[3] ＳＮＳ（ソーシャル・ ネットワーキング・サービス）とは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

## ６　企業・団体等に対する人権啓発の推進

### （１）現状と課題

企業においては、地域社会の一員として、「企業の社会的責任（CSR）」を果たし、社会に貢献することが求められており、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取組が進められています。

しかし、採用選考における身元調査の実施や不適切な質問、不要な書類の提出要請など、人権への配慮が不十分な事例も発生しています。その他にも、賃金や処遇での男女差別やセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（上司による嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対する嫌がらせ）、高齢者、障がいのある人、外国にルーツがある人への雇用差別に加え、近年ではＬＧＢＴＱ[4]（性的少数者）等に対する差別・偏見なども見受けられ、企業は、人権に関わる問題を現在でも多く抱えています。

また、団体等においても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任と社会的貢献が求められています。

### （２）施策の基本方針

ア　企業等に対する人権啓発の推進

経営者、人事担当者などが人権問題についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発や研修内容への助言、情報提供などに努めます。

市内事業者又は商工団体に対し、人権教育・啓発のための助言・指導に努めます。

イ　企業内の人権啓発に対する支援

雇用や職場における人権問題を解消するため、人権教育・啓発に対する企業の取組を支援します。

企業内で起こりうる人権問題に対する啓発だけでなく、企業での研修等を人権教育のひとつの場と捉え、様々な人権問題についての研修等が開催されるよう企業に対して働きかけます。

---

[4] ＬＧＢＴＱとは、Ｌ：女性愛者（レズビアン）、Ｇ：男性愛者（ゲイ）、Ｂ：両性愛者（バイセクシャル）、Ｔ：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）、Ｑ：性別が分からない、決めていない、模索中である等（クエスチョニング等）のそれぞれの単語の頭文字をとった名称。また、これら以外にも様々な性のあり方（セクシュアリティ）が存在することを表すため「ＬＧＢＴＱ＋」と表現されることもある。

## 7　市職員の人権教育・研修の推進

### （1）現状と課題

全ての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価に至る全施策過程を通じて、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。

このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

また、職員は市民の生命・財産を守るため、より高い人権意識が求められています。業務の性格上、人権に対する十分な認識や配慮が求められる各種相談業務や戸籍等業務に従事する職員はもとより、全ての職員への人権研修の充実が必要です。

「市役所の業務は全て人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながること」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点で捉え直して工夫や改善に努める必要があります。

### （2）施策の基本方針

ア　年齢や役職に応じた研修の充実

人権尊重の理念に基づき、基本的人権の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を実施します。

講演会やセミナーへの積極的な参加など様々な機会を捉えて教育・啓発に努めます。

イ　「人権風土」の定着の推進

個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。

研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視した研修を充実します。

人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び市行政全般における情報セキュリティ対策基準）を市が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員に定着させます。

## ８　インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進

### （１）現状と課題

近年、情報に関する技術革新は目覚ましく、携帯情報端末（スマートフォン）やタブレット型端末などの普及によって、「いつでも・どこでも・だれもが・簡単に」情報の発信や交換ができるようになり、私たちの日常生活において多くの利便性をもたらしています。

その一方で、個人情報の流出や悪用、個人に対する誹謗・中傷や差別的な内容の書き込みなど、様々な人権侵害につながる事例も多数発生しており、その対応策が求められています。

法務省の「人権侵犯事件統計」によると、インターネットを利用した人権侵犯事件については、図１のとおり令和２（2020）年では 1,850 件と、平成 29（2017）年の 2,541 件をピークに減少傾向ではありますが、平成 18（2006）年の 256 件と比較するとおよそ 7.2 倍となり、情報技術の発展に伴う人権侵害は深刻な状況にあります。

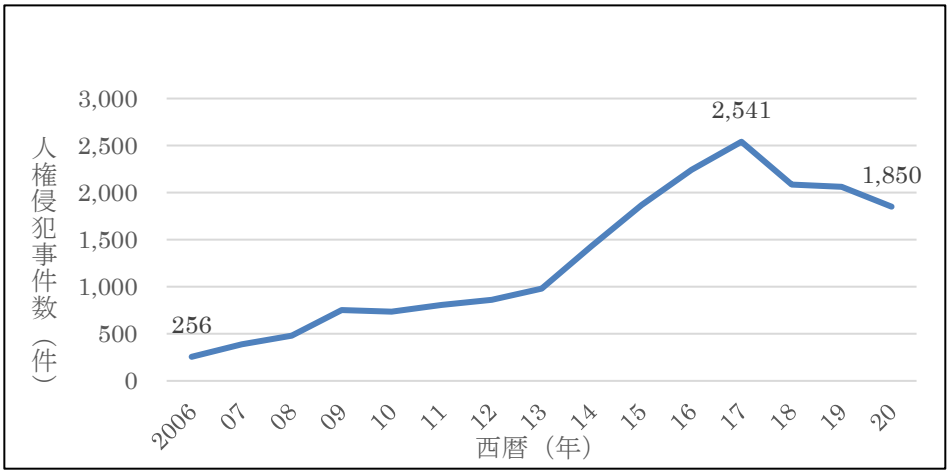


図１　インターネット上の人権侵犯事件数
出典：「人権侵犯事件統計」　法務省 大臣官房　令和３年５月 31 日

このような中、人権を侵害するような書き込みに対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）に基づき、書き込みをされた人がプロバイダ[5]等に対して書き込みの削除や書き込みをした人の情報開示を請求するなど、インターネット上の人権を守るための取組も進んできています。

[5] プロバイダとは、インターネット接続の電気通信役務を提供する組織のことで、インターネットサービスプロバイダ（英語:Internet Service Provider）や ISP とも呼ばれる。日本では、電気通信事業者であり、インターネット接続事業者（略して接続事業者）と訳されることがある。

本市においても、学校では、児童・生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象とした携帯電話やインターネットに関する講習会などに取り組んできました。しかし、ＳＮＳによる人間関係のもつれや出会い系サイトなどによるトラブルをはじめ、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶ちません。

### （２）施策の基本方針

ア　個人のプライバシーや名誉に関する教育・啓発の充実

インターネット上のプライバシーや個人情報保護などに関する啓発・学習機会を充実します。

学校教育では、児童生徒にインターネットによるいじめ問題等を踏まえた情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても研修会等を通じて啓発を行います。

イ　トラブルに巻き込まれないための教育・啓発の充実

子どもが加害者や被害者にならないよう、インターネット上の情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切に情報発信を行う能力を習得するための教育を推進します。

インターネット上の詐欺やトラブルに関する啓発・学習機会を充実します。

ウ　関係機関との連携強化

法務局、警察、人権擁護委員、ほか関係機関との連携・協力を強化し、人権侵害行為を確認した際には、プライバシーの保護を優先し、対応します。

## １　女性

（現状と課題）

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための世界行動計画や女性差別撤廃条約などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けた様々な取組を行っています。

わが国においても、このような国際的な動向を踏まえ、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進歩しました。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、令和３（2021）年３月に発表された世界経済フォーラム（WEF）による「ジェンダー・ギャップ指数[6]2021」において、日本は 156 か国中 120 位となり、主要７か国（G7）では最下位となっています。

国際化や高度情報化、少子高齢化、国内経済の長期低迷などによる社会・経済情勢の変化、年代や性別による家族のあり方やライフスタイルが多様化に対応していく上で、全ての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

男女の収入格差や雇用形態等による母子家庭の貧困[7]と子どもの貧困問題は関係性が深く、貧困が原因で子どもが十分な教育を受けられないことにより、成人後や就労後も貧困から脱却できない「貧困の連鎖」の構造も問題となっています。また、ＤＶは児童虐待や高齢者虐待、障がいのある人の虐待と関係性が深く、女性の人権問題は子ども等の人権問題と大きな関わりがあることから、総合的な施策の推進が重要となります。

---

6 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）とは、経済、教育、保健、政治の４つのデータから各総合値を算出し、それらを単純平均して算出される。0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。2021 年の日本の総合スコアは 0.656 だった（経済：0.604、政治：0.061、教育：0.983、健康：0.973）。

7 母子家庭の貧困：「国民生活基礎調査（平成 30 年,厚生労働省）」によると、平成 30 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 127 万円となっており、ひとり親世帯の「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 48.1%と、ひとり親以外の子どもがいる現役世帯の 10.7%と比較すると、ポイントが４倍以上となっている。また、「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（平成 28 年,厚生労働省）」によると、母子世帯の平均年間世帯収入は 348 万円で、父子家庭の 573 万円と比べおよそ 60.7%となっている。

本市では、平成 19（2007）年に「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに協力しながらその個性と能力を発揮して活躍できる地域づくりを展開してきました。また、平成 22（2010）年には「糸魚川市男女共同参画推進委員会条例」を施行して附属機関を設け、市の男女共同参画の効果的な推進を図るための体制を整備してきました。

しかしながら、人権に関する市民意識調査の「女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「男女の固定的な役割分担（男は仕事、女は家庭など）の意識」が全体では 38.8%、女性のみでは 46.3%となったことからもわかるように、未だに男女の性別で役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、学校、地域、家庭、職場などの様々な場で男女平等意識を浸透させることが課題となっています。

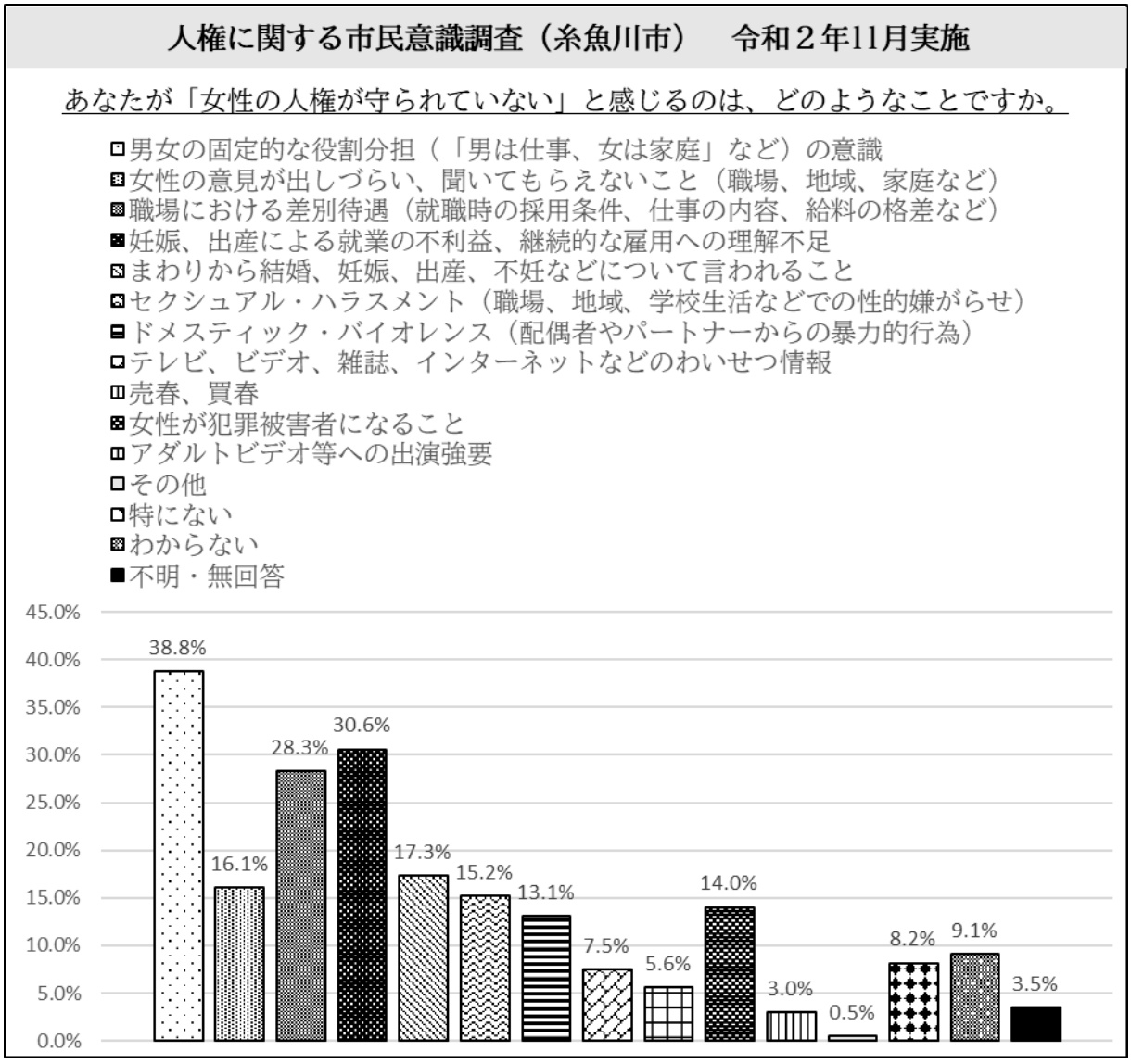

「女性の人権を守るためにはどのようなことが必要だと思うか」については、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を充実させる」がおよそ６割となっており、男性も女性も互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、あらゆる分野でともに個性と能力を十分に発揮していく社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[8]）の推進がとても重要です。

（目標指標）

| 施策指標 | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 家庭生活で、「男女平等になっている」と回答した人の割合(%) | 23.2 | 37.0 | 男女共同参画に関する市民アンケート |
| 男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよいの回答が「そう思わない」と答えた人の割合(%) | 55.5 | 70.0 | |
| 「女性のための相談室」を知っている人の割合（%） | 41.6 | 60.0 | |
| 各種審議会等における女性委員の割合(%) | 25.5 | 40.0 | 内閣府男女平等等推進施策の推進状況調査 |

（施策の方向）

１　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 男女共同参画への理解の促進 | ・男女平等参画社会の実現に向けた広報、啓発活動を推進します。<br>・社会制度・慣行等の見直しと意識の改革を推進します。<br>・男女共同参画に関する男性の理解促進を図ります。 |
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ・市の審議会等への女性の参画を推進します。<br>・市管理職等への女性の積極的登用を推進します。 |

8 ワーク・ライフ・バランスとは、労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、子育てとの両立のみならず、独身者も含め、ボランティア活動や自己啓発などの個人で行う領域までを含む広い概念。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取組や政策面での対応が徐々に進みつつある。

| | |
|---|---|
| 地域における男女共同参画の推進 | ・地域活動における男女共同参画を推進します。<br>・防災分野における女性の参画拡大を推進します。 |

２　女性が活躍できる基盤づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 雇用等における男女平等の推進 | ・男女の雇用における均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備を進めます。<br>・職場におけるハラスメント防止に向けた取組を推進します。<br>・多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備を進めます。<br>・女性の再就職及び起業支援を行います。 |
| 働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ・子育てへの男性の参画の促進や介護休業・休暇の取得を促進します。<br>・多様な形態の働き方を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を進めます。 |

３　安心して暮らせる環境づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| あらゆる暴力の根絶 | ・女性に対する暴力の根絶を目指します。<br>・ＤＶ対策法に基づく計画を策定し、ＤＶへの対応を推進します。<br>・性的な暴力の根絶に向けた対策を推進します。<br>・様々なハラスメント[9]に対する防止対策を推進します。 |
| 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 | ・貧困等生活上の困難に直面する女性等を支援します。<br>・高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備を進めます。 |
| 生涯を通じた健康支援 | ・生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援を行います。<br>・妊娠・出産等に関する健康支援を行います。 |

9 様々なハラスメント：セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（上司によるいやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対するいやがらせ）など。

## 2　子ども・若者

（現状と課題）

平成元（1989）年の国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」は、わが国でも、平成６（1994）年に批准され、平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、子どもの人権や自由を尊重し、子どもを「保護される対象」から「権利行使の主体」として明確化されました。

子育て環境は少子化や核家族化等により子育て機能が低下し、自主性や社会性が育ちにくく、子ども同士の触れ合いや地域との繋がりの希薄化も見られます。

平成 12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」、平成 25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、対策の強化が図られていますが、現在も児童虐待、いじめ・体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などによる子どもの人権侵害が深刻な問題となっています。また、貧困、ヤングケアラー[10]、ニートやひきこもりなど子どもや若者をめぐる環境は悪化の状況にあり、子どもの人権をめぐる問題が複雑化・深刻化している中で、更なる対策が必要です。

近年、子どもや若者の性犯罪被害が大きな社会問題となっており、令和２（2020）年の国の調査では、性被害にあった時期について、20 歳代が約５割を占め、加害者は大多数が被害者の顔見知りです。また、18 歳未満の性被害の割合は 34.5％で、加害者の 12.2％が監護者となっています。子どもや若者が性犯罪の被害者又は加害者にならないための教育が必要となっています。

令和３（2021）年には、「教職員による児童生徒性暴力防止法」が成立しました。近年増加傾向にある教職員のわいせつ行為だけでなく、ＳＮＳを通じた児童買春・児童ポルノ等、児童に対する性的搾取や性的虐待の根絶が求められています。

本市では、市や家庭、地域、学校等が、それぞれの役割を自覚して連携し、０歳から 18 歳まで適時適切な教育と切れ目のない支援のため、平成 22（2010）年に「子ども一貫教育基本計画」を策定し、平成 28（2016）年４月からは第２期計画がスタートしました。

この計画は、目指す方向性のひとつに「豊かな心の育成」を掲げています。また、いじめの未然防止及び早期発見、即時対応等の対策を推進し、一層の取組強化のため、平成 26（2014）年 12 月に「糸魚川市いじめ防止基本方針」を策定、平成 27（2015）年４月に「糸魚川市いじめ防止条例」を制定しました。

また、平成 27（2015）年３月に策定した、「糸魚川市子ども・子育て支援事業計

10 ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子どもとされている。

画」は、子ども・子育て支援を総合的に推進するものですが、令和２（2020）年度からの第２期計画では、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた内容としています。

市民意識調査の「子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「親、同居者が身体的、心理的、性的に虐待すること（育児放棄を含む）」が 47.2%、「子ども同士のいじめ（暴力、仲間はずれ、無視など）」が 37.1%という結果となり、このような問題の要因の一つとして、親や教職員等の大人が子どもを未熟な存在として支配的意識を持ったり、保護や教育の対象として見たりすることによって、子どもの主体性や社会性の欠如を招いていることが考えられます。子どもの人権を認め、子ども自身が自分はかけがえのない存在であると感じ、自立して生きていけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。また、子ども同士が相手のことを尊重し、助け合い、支え合う言動ができるとともに、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、自分の権利を守り自分らしさを実現する力や他者の権利を尊重する力を身に付けることが必要です。

## 人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施

あなたが「子どもの人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

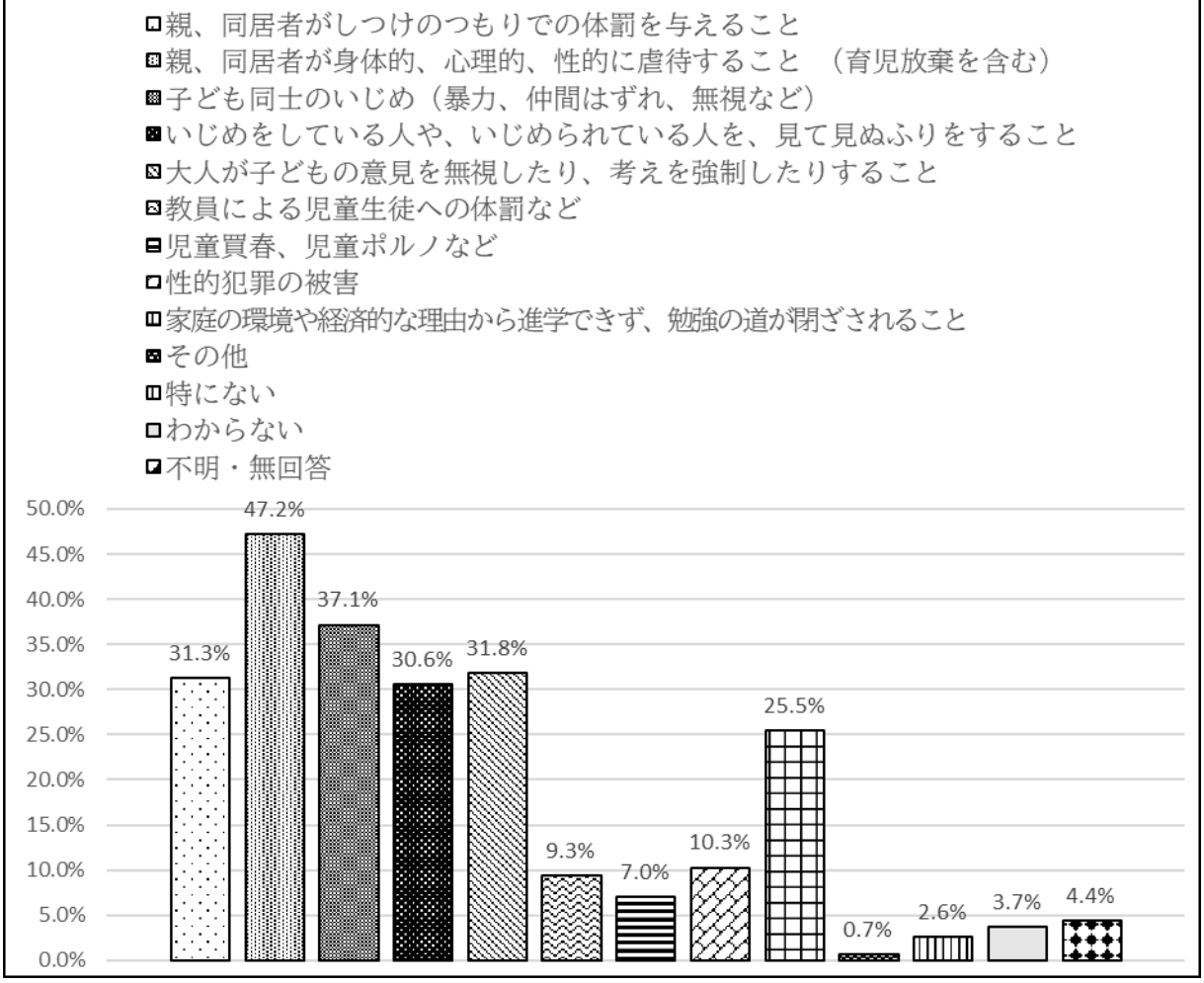

（目標指標）

| 施策指標 | | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|---|
| 子育て環境に、「満足」または「どちらかというと満足」と回答した人の割合(%) | | 52.4 | 70.0 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 |
| 「自分によいところがある」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 83.3 | 85.0 | 全国学力・学習状況調査 |
| | 中学３年 | 87.5 | 90.0 | |
| 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 98.3 | 100.0 | |
| | 中学３年 | 98.3 | 100.0 | |
| 「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる」と思うこどもの割合(%) | 小学６年 | 80.0 | 83.0 | |
| | 中学３年 | 92.2 | 95.0 | |
| 認知したいじめの解消率（%） | | 74.2 | 80.0 | こども教育課資料 |
| 不登校の児童生徒数（人） | 小学校 | 6 | 減少 | |
| | 中学校 | 28 | 減少 | |
| 「児童の権利に関する条約」についての学習を全学年で計画的に取り組んでいる学校の割合（%）[11] | | 0 | 100.0 | |
| 児童虐待件数（件） | | 56 | 減少 | こども課資料 |

（施策の方向）

１　教育環境及び内容の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 教育環境の整備 | ・人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。<br>・子どもの自尊感情を高める取組の充実を図ります。<br>・子どもの主体性を育む教育活動を推進します。 |

[11] 令和３（2021）年度は全ての学校において、小学校では６年生、中学校では３年生が社会科で学習している。

| | |
|---|---|
| 子どもの人権尊重<br>「児童の権利に関する条約」 | ・子どもを権利の主体として認め、児童生徒に権利及び義務をともに正しく理解させ、人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。<br>・子どもの意見や意思を尊重する取組を教科等の指導、生徒指導、学級経営等、教育活動全体を通して積極的に進めます。<br>・「児童の権利に関する条約」についての学習を推進します。 |
| 部落問題学習の推進 | ・「部落差別解消法」や同和問題・部落差別の背景と現状を理解し、発達段階に応じた学習を推進します。<br>・「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人ひとりの個性や多様性を大切にしながら、幼児児童生徒、保護者と関わり、学級や学校、園が安心・安全に過ごすことができる居場所となるように努めます。 |
| いじめの防止対策の推進 | ・「いじめ防止対策推進法」等を理解し、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の取組を推進します。<br>・いじめを重大化、深刻化させないために、被害者の立場に立った組織的な対応を行います。 |
| 不登校、ひきこもり、ニート等への対策の推進 | ・不登校傾向の児童生徒を早期発見し、組織的な対応を行います。<br>・適応指導教室において、児童生徒の自立や集団生活への適応を促し、学校生活に復帰するための支援を行います。<br>・若者サポートセンターを設置し、15 歳～25 歳前後の若者への悩みごと相談や就労支援、進学支援等を通じて、不安や悩みを軽減し、社会的自立を支援します。 |
| 性教育の充実 | ・発達段階に応じた性教育を実施します。<br>・プライベートゾーンを守ること等、自分を大切にし、心と体を守る教育を実施します。<br>・性差を理解し、互いに尊重する心を育成します。 |
| その他の性に関する教育の充実 | ・デートＤＶ防止教育を推進します。<br>・ＬＧＢＴＱの理解を促します。 |

| | |
|---|---|
| ＩＣＴ教育と情報モラル教育の充実 | ・児童生徒にタブレット端末を配付し、ＧＩＧＡスクール構想[12]を推進します。<br>・インターネットやＳＮＳの使用に当たって、他者の人権を侵すことがないように指導します。<br>・情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動を推進します。<br>・情報には誤ったものや危険なものがあることについて考える学習活動を推進します。 |
| 教職員の研修の充実 | ・性教育、ＬＧＢＴＱ、情報モラル等様々な人権課題についての研修を実施し、正しい認識と人権感覚を身に付けます。<br>・「教職員による児童生徒性暴力防止法」等法令を理解する研修を実施します。<br>・「人権教育、部落問題学習講演会」を実施します。 |

２　家庭・地域との連携

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 家庭教育の充実 | ・親子が共に人権感覚を身に付けられるよう、妊娠期、学童期及び思春期などの子どもの年齢期に応じた学習や父親向けの講座などを実施します。<br>・ＰＴＡを対象とした情報モラル等の研修を実施します。 |
| 相談・支援体制の充実 | ・子ども及び若者並びに保護者及び地域住民が、子どもや若者に関する相談等を寄せる窓口の充実を図ります。 |
| 地域の見守りの充実 | ・学校や地域と連携し、見守り体制の充実を図ります。<br>・子ども・若者育成支援推進法に基づく支援を検討します。 |

３　児童虐待の防止対策の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 早期発見と早期対応 | ・乳幼児健診や各種相談、養育支援訪問等を通して、子育て環境や生活状況を把握し、早期発見・早期対応に努めます。 |

[12] ＧＩＧＡスクール構想とは、ＩＣＴを学習に取り入れ、「子どもの学びに寄り添う個別最適化された学習」と「様々な人とつながる協働的な学習」を進める学校

| | |
|---|---|
| 虐待防止ネットワークの強化 | ・要保護児童対策地域協議会等、関係機関での連携による迅速な情報共有を図り、適切な支援・指導に努めます。 |

4　子育て環境づくりの推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 子育てと家庭に関する相談の充実 | ・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、園や子育て支援センター等での相談受付や情報提供、親子交流の場の開催に加え、保健師等の関わりによる切れ目のない子育て支援体制の充実に努めます。 |
| 子どもの貧困対策の推進 | ・ひとり親家庭等の支援が必要な世帯の生活安定のため、社会的・経済的自立支援の相談窓口の充実に努めます。 |
| 支援を必要とする子どもや家庭への支援 | ・ヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努め、各実情にあった支援の取組を推進します。 |
| 市民意識の醸成 | ・学校や家庭、地域社会全体で子育てを支援するため、啓発活動を推進し、子育てに対する市民の意識を醸成します。 |
| 安全な環境づくりの推進 | ・子どもの健全育成、事故や犯罪から保護するため、関係機関と地域の連携による防犯パトロールや啓発活動を推進します。<br>・家庭、学校、保育園・幼稚園、地域が連携し、健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、インターネット上の有害情報等から子どもの保護を図ります。 |

5　広報・啓発活動の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 子どもの人権を尊重する意識の高揚 | ・「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利に関する理解の醸成と子どもの人権を尊重する意識の高揚を図ります。 |
| 相談・支援体制の周知 | ・不登校やひきこもりなどの相談窓口や支援体制の周知を図ります。<br>・児童虐待が子どもに及ぼす影響、虐待の禁止、通告義務等について、地域住民の理解と協力のための啓発活動を推進します。 |

## ３　高齢者

（現状と課題）

日本の高齢化は諸外国と比べて急速に進行しており、大きな社会問題となっています。本市における令和２（2020）年 10 月１日現在の高齢化率は 39.9％となっており、国の 28.7％、県の 33.0％と比較して高齢化が進んでいる状況です。また、令和３（2021）年４月１日現在の高齢者夫婦のみ世帯が 2,877 世帯、高齢者ひとり暮らし世帯が 3,658 世帯となっており、増加傾向にあることから潜在的に高齢者が孤立する可能性が年々高まっています。

また、高齢者は各世代と同じく社会を構成する一員であるにもかかわらず、心身の衰えによる偏見、軽視や差別意識などから高齢者の尊厳を傷つける、あるいは認知症の高齢者や介護の必要な高齢者に対する権利侵害や虐待といった問題行為は根強く存在しています。

このような中、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等が定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」が平成 18（2006）年に施行されて以降、徐々に高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められてきています。本市においても市内５か所の地域包括支援センターと連携し、体制強化の取組を進めています。

また、現在、本市では高齢者福祉の充実を図るため、「糸魚川市高齢者福祉計画・第８期介護保険計画（計画期間：令和３年度～５年度）」に沿って、各事業に取り組んでいます。市民意識調査の結果からも、高齢者の人権を守るためには「相談・支援体制の充実」や「高齢者が自立して生活しやすい環境の整備」が必要と捉えている市民が多いことから、引き続き「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

高齢になっても生きがいのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、地域全体で問題を共有し、全ての市民が高齢者問題を自分自身の問題として捉え、高齢者の尊厳が保障される社会の実現に向け、今後も人権に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

高齢者は決して、守られるだけの「保護客体」ではありません。むしろ「権利の主体」として理解される必要があります。認知症の正しい理解を深め、認知症になっても、個人の尊厳が守られ、地域で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。また、高齢者自身が住み慣れた地域において豊かな生活を送り、かつ培った経験や知識を活かし、地域貢献活動など積極的に社会参加できるような仕組みを構築し、生きがいづくり活動を支援していく必要があります。

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施**

あなたが「高齢者の人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

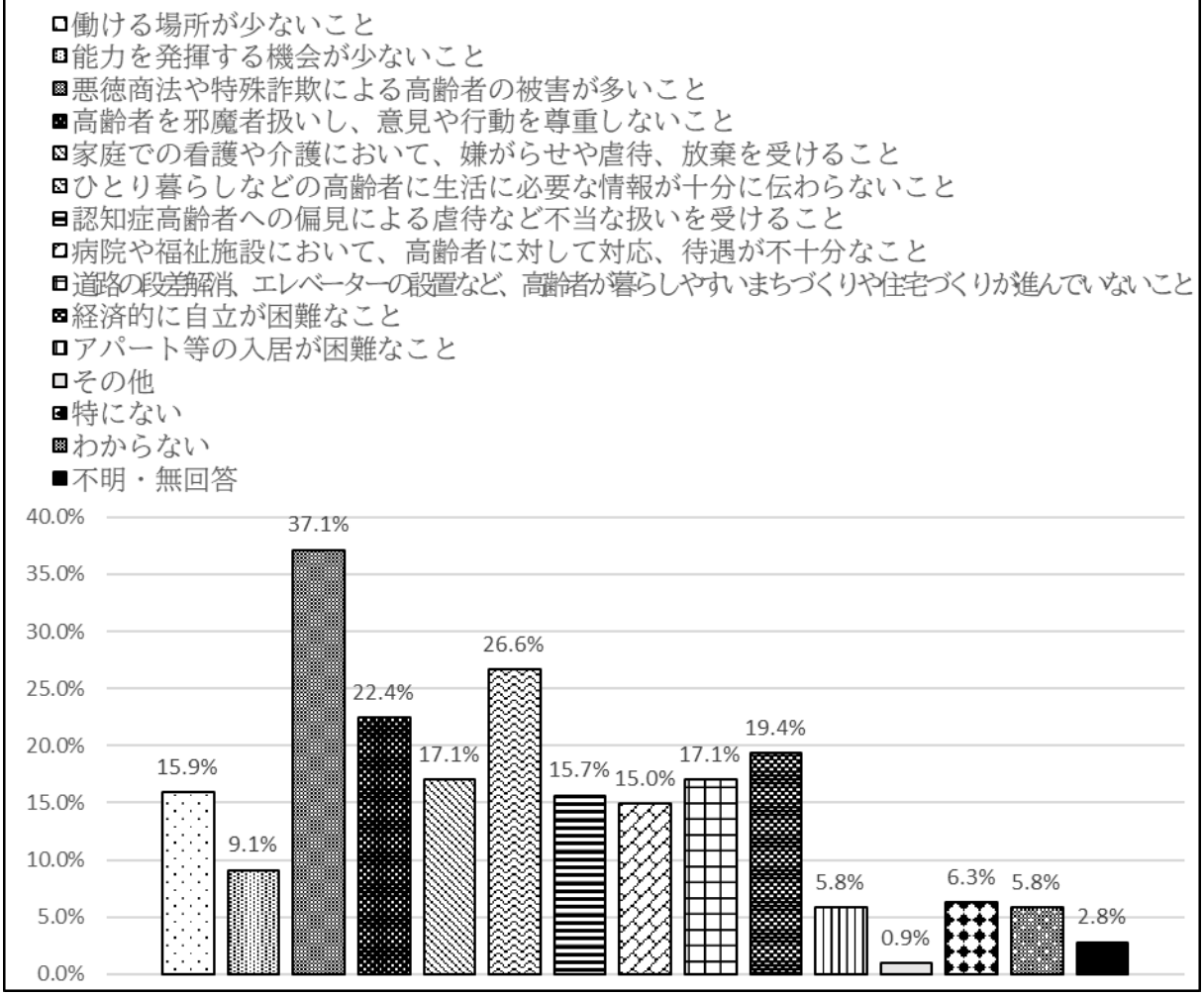


（目標指標）

| 施策指標 | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 生きがいのある人の割合（%） | 57.4 | 90.0 | 糸魚川市高齢者福祉計画・第８期糸魚川市介護保険事業計画 |
| 認知症サポーター　累計養成数（人） | 3,958 | 4,300 | |
| 市民後見人受任ケース数（件） | 0 | 6 | |

（施策の方向）

１　積極的に社会参加できる環境づくり

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 高齢者の生きがいづくり | ・高齢者の経験や知識、技能等を活かした学びや地域社会への貢献活動として、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」に取り組み、高齢者が地域の助け合いの担い手となるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。 |
| 様々な学習の場や就業機会の確保 | ・高齢者の豊富な経験や知識と技術を活かしつつ、活力を社会に還元する仕組みづくりについて検討・支援していきます。 |

２　高齢者が安心して暮らしやすい環境整備

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 高齢社会に関する理解と認識の向上 | ・高齢者のこれまでの社会貢献や果たしてきた役割に対し、「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」等の行事等を通じて、敬老意識の醸成を図るとともに、市民の高齢社会における相互扶助の取組を推進します。<br>・高齢者の人権に対する市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者が生き生きと生活を営むことができる地域社会の実現に向けた啓発を推進します。 |
| 権利擁護の推進 | ・関係機関との連携のもと、身体的、精神的な虐待や介護放棄、財産権の侵害等、高齢者の人権侵害の防止と問題に関する相談体制の充実及び成年後見制度の利用促進に取り組みます。<br>・高齢者や高齢者を介護している家族は、様々な問題を抱えることがあることから、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、情報共有を図りながら、適切な支援ができるようネットワークづくりを進めます。<br>・高齢者が自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援や介護サービス提供等の場面で適切な意思決定支援を行います。 |

３　相談体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 地域包括支援センターの機能強化 | ・市内５箇所の地域包括支援センターは、高齢者虐待対応などの権利擁護業務を始め、高齢者の総合相談窓口として対応します。 |
| 基幹型包括支援センターの設置 | ・地域包括支援センター間の総合調整や後方支援に重点的に取り組む基幹型包括支援センターを設置します。 |

４　見守り体制の確立

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 高齢者等見守り支援ネットワーク事業の活用 | ・民間事業所の協力のもと、地域の高齢者や支援が必要な人を緩やかに見守り、また、既存の見守り実施団体とともにネットワークを活用し、地域全体での取組を進めます。 |
| ひとり暮らし高齢者の安否確認の実施 | ・ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、安らかな在宅生活を送れる環境づくりを図るため、月に２回程度老人クラブ等による安否確認を行います。 |

５　認知症に関する知識の普及啓発

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 認知症サポーターの養成 | ・市民に対して、認知症になっても個人の尊厳が守られ、地域で安心して暮らし続けるための認知症に関する正しい知識の取得と普及啓発を行います。 |

## ４　障がいのある人

（現状と課題）

わが国では、障がいのある人が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、障がい者に関する法制度が大きく変化しています。

平成 18（2006）年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、国内法制度の整備が行われました。平成 23（2011）年には「障害者基本法」の改正に加え、障がい者の虐待の予防、早期発見及び養護者への支援を講ずることとした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定が行われました。さらに、平成 24（2012）年に「障害者自立支援法」の見直しを行い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を制定し、平成 25（2013）年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「合理的配慮[13]」を行うことなどを通じて、共生社会の実現を目指す取組が行われてきました。

このような背景により、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障がいのある人を権利主体として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっている一方で、雇用環境が整っていないことや、障がいに対する誤った理解や偏見、差別意識などによる権利侵害や虐待といった問題は存在し続けています。

本市の総人口に占める障害者の割合は令和２年（2020）４月１日現在で 6.7%（2,816 人）であり、増加傾向となっています。障害者手帳所持者の約７割が身体障がいではありますが、精神障がいにおいては発達障がいで手帳取得する人も多くなっていることから年々増加しています。

本市では、平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度までを計画期間とする「第５期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画（糸魚川市ささえあいプラン）」に基づき、

[13] 合理的配慮とは、障がいのある人（またはその支援者）が社会的障壁（バリア）の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人権及び意向を尊重し、必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

障がい者施策の推進に努めてきました。平成 29（2017）年に示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」では、世代や分野を超えて地域全体が「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が掲げられ、令和３（2021）年度から開始された新事業「重層的支援体制整備事業」により、複雑化・複合化する課題を属性や世代を問わず包括的に受け止める支援体制の構築が一層求められていきます。

こうした動向を踏まえ、本市でも、福祉ニーズの多様化による様々な課題に対応するため、「Ｇ元気　Ｅ笑顔　Ｏ応援　障害者・家族・支援者・市民　みんな笑顔の糸魚川に」を基本方針とし、令和３（2021）年度からの３年間における障がい者施策の進むべき方向を示した「第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、世代や分野を超えて地域全体でつながり支え合うまちづくりに取り組んでいます。

## 合理的配慮が求められる「社会的障壁（バリア）」とは

障がいのある人にとって日常生活を送る上でバリアとなるもので、多様な人がいることを考慮しない社会によって生み出されたものを指し、大きく分けて４つあります。

### 物理的バリア

公共交通機関や道路、建物などにおいて、移動面で困難をもたらすバリア

【具体例】
・段差で車いすの人が進めない

【合理的配慮の例】
・交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする



### 制度的バリア

社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

【具体例】
・盲導犬を連れて入店できない
・印字された文字のみの試験問題

【合理的配慮の例】
・視覚障がいのある人には、点字又は読み上げなどによる受験を認める



### 文化・情報方面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア

【具体例】
・点字・手話通訳のない講演会
・音声のみのアナウンス

【合理的配慮の例】
・聴覚障がいのある人には筆談など、音声とは別の方法で伝える工夫をする



### 意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア

【具体例】
・点字ブロックがあることに無関心で、その上に無意識に立ったり、物を置いたりする

・障がいのある人に対する無理解、かわいそうな存在だと決めつける



市民意識調査の「障がいのある人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、また就職、職場などで不利なことが多いこと」が 44.4%、「差別的な言動をされること」が 42.3%という結果となったことから、障がい者雇用の促進と障がいのある人に対する理解を深めるための広報・啓発活動が重要です。また、「障害者差別解消法」の認知度については、「法律の内容をだいたい知っている」が 16.4%、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が 43.5%と、法律を認知している人がおよそ６割だったことから、より一層の法律の周知・啓発が必要です。

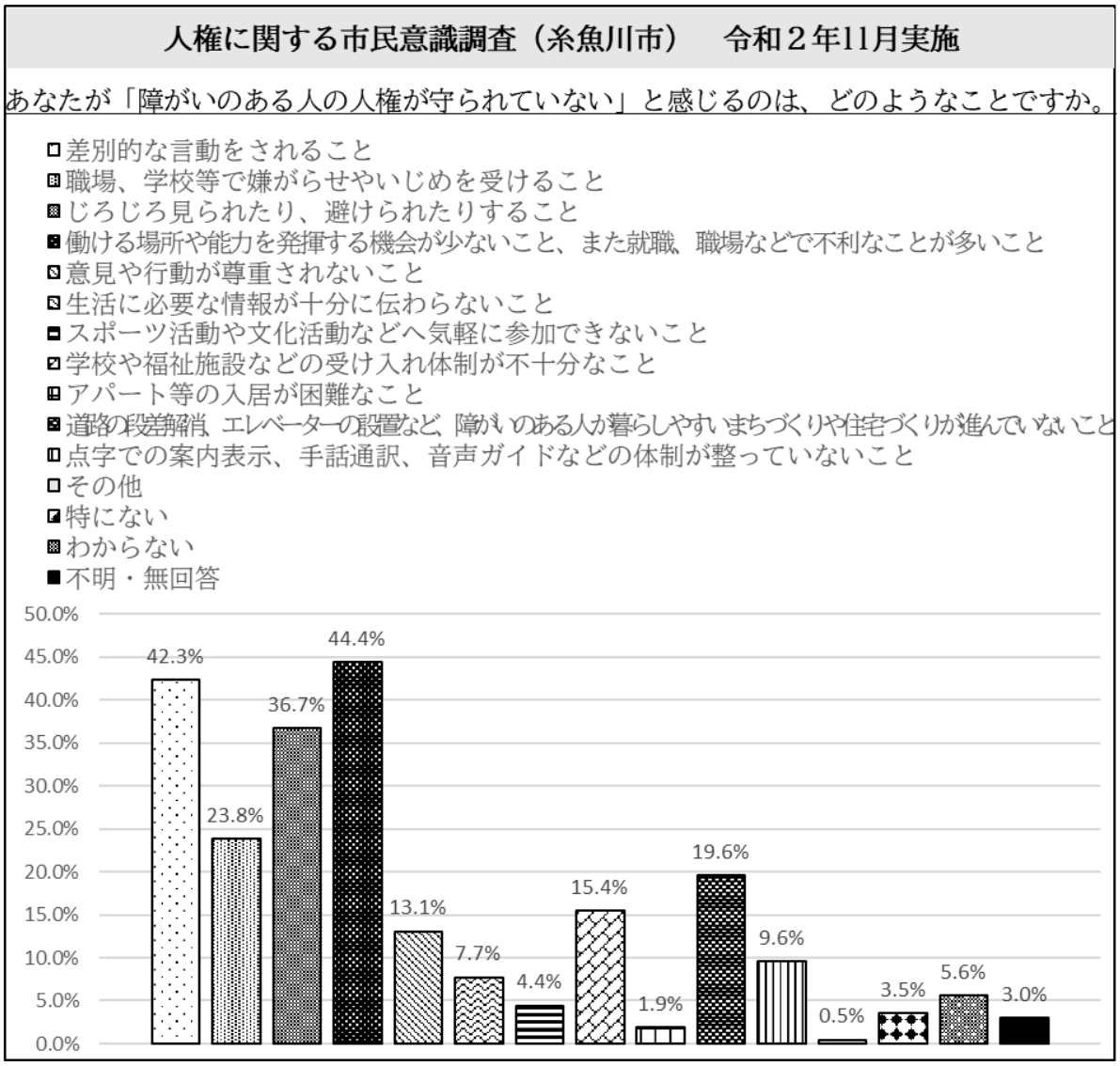

（目標指標）

| 施策指標 | | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|---|
| 障害者差別解消法について、「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | | 16.4 | 30.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |
| 障害者差別解消法の「合理的配慮」の認知度(%) | | 21.3 | 40.0 | 第６期ささえあいプラン市民アンケート |
| 障がいのある方への理解や差別の解消が「進んだ」、「やや進んだ」と思う市民の割合（%） | | 33.1 | 40.0 | |
| 就労移行支援事業の利用者数（人） | | 16 | 16 | 第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画第２期糸魚川市障害児福祉計画 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数（人） | | 6 | 6 | |
| 発達障がいという言葉を「知っていて意味も理解している」と答えた保護者の割合(%) | ４～６歳 | 58.6 | 80.0 | 第３次糸魚川市親子保健計画 |
| | 小学校高学年 | 57.1 | 80.0 | |

（施策の方向）

１　相談支援体制の強化

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 相談窓口の充実 | ・総合的、専門的な相談に対応する「基幹相談支援センター」の設置を検討し、わかりやすい相談窓口を目指します。<br>・障がいのある人には、生涯にわたる息の長い支援が必要です。行政と専門機関のネットワーク化を進め、継続性のある支援体制を進めます。 |
| 情報提供の充実 | ・広報紙やホームページによる情報提供を充実させるとともに、様々な方法で情報提供できるよう検討します。<br>・手話通訳などのボランティア団体との連携を図る中で、サービスの提供体制を整えます。 |

| | |
|---|---|
| 権利擁護体制の充実 | ・成年後見制度や、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について周知を図ります。<br>・障がい者施設の職員、相談支援専門員、保護者等を対象に、虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発を行います。<br>・障がいのある人が相談支援や福祉サービス提供等の場面で、適切な意思決定支援を行うことで、意思を尊重した生活が送れるよう支援を行います。 |

２　日常生活支援の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 日常生活支援サービスの充実 | ・市内で利用できる各種障害福祉サービスの充実を図ります。 |
| 経済的支援 | ・各種手当や助成制度などの支援を行います。 |

３　就労支援・雇用促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 企業への就労機会の拡大 | ・障がいのある人を多数雇用している企業に対して、優遇措置の拡大を行います。<br>・障がいのある人を雇用している企業による講演会などにより、障がい者雇用理解を深めるため周知を行います。<br>・市内の企業等に各種助成制度の説明や関係機関と連携により、障がい者雇用を促進します。 |
| 福祉的就労支援体制の構築 | ・就労訓練の場を確保するとともに、利用者が固定せず循環するような体制づくりをします。<br>・福祉事業所が作ったお菓子やお弁当など、イベントや民間事業所等で積極的に活用してもらうネットワークを検討し、利用者の工賃アップを支援します。 |
| 就労に関する相談と支援 | ・障がい者就業・生活支援センターさくらの出張相談会や就労支援事業所、相談支援専門員、ジョブコーチによる相談など、就労に関する相談について随時対応します。 |

４　療育・教育・子育て支援の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 療育の充実 | ・「ことばの教室」や「発達支援センターめだか園」の充実を図り、途切れない支援を提供していきます。<br>・地元医療機関と福祉サービス事業所、行政で連携を行い、身近な療育体制の整備を図ります。 |
| 就学前及び学校教育の充実 | ・「０歳から 18 歳までの子ども一貫教育方針」に基づき、家庭や地域、園、特別支援学校等と連携し、障がいの特性に応じた専門性の高い特別支援教育の充実を図ります。<br>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を進めます。 |
| 子育て支援の充実 | ・「こども福祉のしおり」を作成し、相談しやすい環境を整えます。<br>・福祉事業者等が主催する保護者の集いを支援し、保護者間のつながりが安定した子育てになるよう支援します。<br>・「相談支援ファイル」を活用し、途切れない支援を提供していきます。 |

５　安全・安心な生活の確保

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 安全・安心なまちづくり | ・ハード面のバリアフリーや防災・安全対策など、安全安心なまちづくりを目指します。 |
| 健康・医療の充実 | ・保健師による健康指導など、こころとからだの健康づくりを推進します。<br>・自立支援医療の周知・給付を行い医療費軽減の助成を行います。 |
| 住まいの確保・充実 | ・グループホームや一人での生活に慣らすための、短期入所、宿泊体験施設を検討します。<br>・ひとり暮らしを希望される人に対して「宿泊型自立訓練施設」の利用の促進など支援を行います。 |

## 6　広報・啓発活動の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| バリアフリーの推進 | ・障がいへの関心の有無に関わらず、企業等に「こころのバリアフリー教育」を提案し、障がいについて理解を深めるよう努めます。<br>・障がいのある人への合理的配慮を行った民間事業所に対し助成を行います。<br>・「障害者差別解消法」の周知・啓発を図ります。 |
| 子どもの頃からの障がいのある人への理解 | ・障がいのある人と直接触れ合う「こころのバリアフリー教育」を進め、子どもの頃からの障がいのある人への理解を進めます。 |
| 障がい者団体との協働 | ・障がい者団体の活動を活性化するため、団体のリーフレット配布の協力や活動費の一部助成など、障がい者団体と相談、協働しながら支援を行います。 |
| ボランティアの充実 | ・地域で障がい者福祉のために活動する手話、点訳、朗読、要約筆記等のボランティア団体に支援を行います。<br>・社会福祉協議会等と協力しながらボランティアの養成を支援します。 |

## 5　同和問題

（現状と課題）

わが国固有の人権問題である同和問題[14]は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題であるとして、昭和 40（1965）年に国の同和対策審議会答申が出されました。国は、この答申により“同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である”との指摘を受け、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」[15]を施行し、国や地方公共団体において、様々な特別対策を実施してきました。また、平成８（1996）年に国に出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について（意見具申）」の基本認識の中では、“同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の問題である”と指摘されました。

平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中でも、重要な人権課題の一つとして同和問題が明確に位置づけられており、『同和対策の法律の有無にかかわらず、同和問題は現に存在し一日も早く解決すべき問題であることに変わりはない』という認識のもとで施策を推進してきました。

しかしながら、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

平成 28（2016）年 12 月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

本法は、「部落差別」を法の名称に冠した初めての法律であると同時に、時限のない「恒久法」です。本法が第一条において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と述べているとおり、立法の背景には、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差

---

[14] 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別であり、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題となっている。今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされたりといった事案が発生している。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

[15] 同和対策事業特別措置法とは、同和問題解決のために 1969 年に公布・施行された、初めて国および地方公共団体の責務を定めた法律（10 年間を期限とする時限立法）であり、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することが目的である。

別的な言説、差別を助長・誘発する情報の拡散がありました。

平成 28（2016）年には、戦前の調査報告書『全国部落調査』がネット上にアップロードされ、その復刻版の出版が予告されるという事件が起こりました。今回のようにネットを使えば、差別資料の閲覧のしやすさと拡散の度合いは一気に高まるため、被害の範囲は、かつての何倍も大きくなることが危惧されます。

本法は、部落差別は許されないものであるという理念を示し、国・自治体に相談体制の充実や教育・啓発の実施、国には自治体の協力を得て、部落差別に係る実態調査を実施することが求められています。

本市では、昭和 45（1970）年の糸魚川結婚差別事件などを契機に、同和問題の解決に向けた人権教育、同和教育及び人権啓発に取り組んできました。

糸魚川結婚差別事件とは

1970 年２月９日、長野県飯田市の山林で、当市に住むＡさん（27）の遺体が発見され、遺書には次のように書かれていました。

“死をもって戸籍の区別をなくします。結婚して死に追いやる世間が憎い。27 歳の命しかあたえてもらえなかったのが残念です。B 子さん、元気で生きてください。僕は死をもって身分差別をなくします。政府の皆さん、戸籍の区別をなくしてください。おとうさん、おかあさん、かんべんしてください。さようなら。”

Ａさんの両親は長野県の被差別部落出身で新潟県の頸南地域に移り住んでいました。Ａさんは青海町で働きながらＢさんと知り合って、69 年に結婚し、頸南の役場から戸籍を取り寄せ、婚姻届を糸魚川市に提出しました。

しかし、その頃からＡさんが部落出身だという噂が立ち始め、周囲の人々の態度も変わってきました。Ａさんの兄も結婚差別の経験があったので、弟のＡさんを激励していましたが、家庭と職場でのＡさんの孤立は深まるばかりでした。そんな時、ついに離婚届に押印するよう求められ、実質的に離婚状態にあったＡさんは 70 年１月 11 日から消息を絶ち、約１か月後の２月９日に遺体で発見されました。結婚してわずか 87 日目にして自殺するという悲惨な結果でした。

この事件は、新潟県においても差別意識が社会に根強く残っていたことを明らかにしたとともに、関西の問題だとされてきた部落差別が当市にとっても他人事ではないということを突き付けました。

市民意識調査では、「同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っている」

と答えた人は 72.7%、「知らない」と答えた人は 24.8%でした。新潟県が平成 30 年（2018）に実施した人権に関する県民意識調査結果では「知っている」は 54.8%で、比較すると本市の認知度は 17.9 ポイント高い結果となりました。その反面、関心がある人権問題について「同和問題（部落差別）」と答えた人は、前回調査（平成 27（2015）年）と比較すると 7.5 ポイント増加したものの、23.6%と低く、「今でも同和地区の人や出身であることを理由に差別や人権侵害があると思うか」の問いについても、「わからない」、「不明・無回答」を合計した数が、前回調査比較で 17.7 ポイント減少したが、47.7%と依然高い数値となっています。同和問題に関心を持ってもらうためのより一層の同和教育・啓発が必要です。

また、「同和問題や同和地区について知ったきっかけは何か」の問いに対して、「学校の授業」と答えた人が、前回調査比較で 17.6 ポイント増加し、46.3%と最も多く、年代別では 10 代の 87.9%、20 代の 92.3%が学校の授業で教わったと答え、学校での同和教育の浸透を示す結果となりました。

同和問題には、そっとしておけば自然に解決するのだから知らない人にわざわざ知らせる必要はないという、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。意識調査では、この考え方について、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と答えた人は前回調査比較で 6.6 ポイント減少し、36.2%となっていることからも、全体的に同和問題に対する意識の高揚がうかがえますが、未だ問題の解決には至っていません。あらゆる場面で同和問題への関心を高め、部落問題学習の機会をいかに作っていくかが課題です。

また、「部落差別解消推進法」の認知度については、法律を認知している人がおよそ６割でしたが、その内訳が「法律の内容をだいたい知っている」が 17.3%、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が 41.8%となっていることから、部落差別（同和問題）解消のため、本法の施行について一層の周知を図るとともに、本法の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していく必要があります。

同和問題は決して過去の問題ではありません。同和問題に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。差別のない社会の実現に向けて、全ての市民が同和問題に対する正しい認識と理解を深めることが何よりも重要です。

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施**

あなたが同和問題や同和地区について知ったきっかけは何ですか。

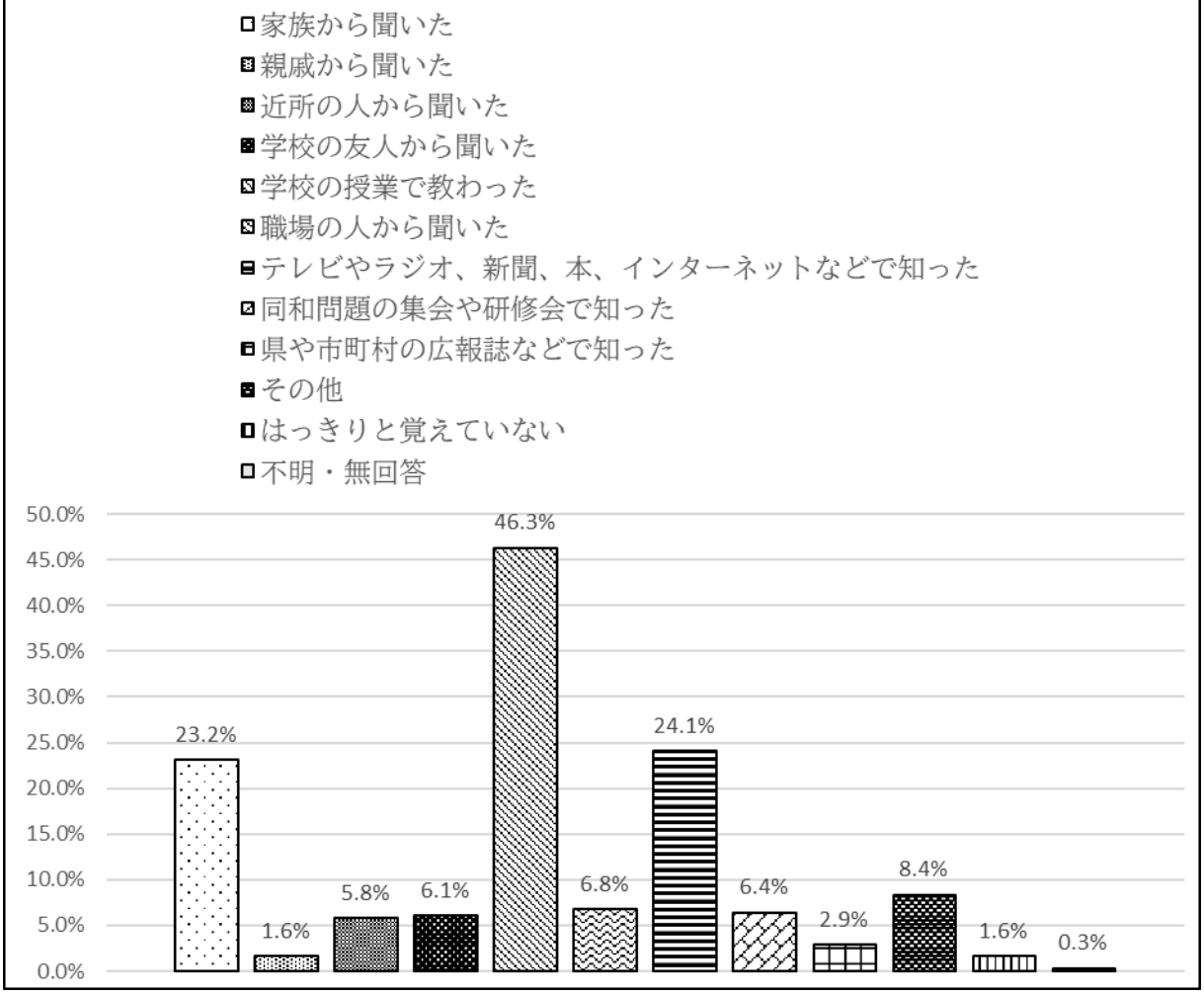


（目標指標）

| 施策指標 | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | 17.3 | 30.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |
| 「同和地区出身者との結婚について、子どもの意思を尊重する」と回答した人の割合(%) | 56.3 | 65.0 | |
| 本人通知制度登録者数（人） | 177 | 300 | 市民課資料 |

（施策の方向）

１　同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 関係機関等との連携による啓発活動の推進 | ・差別意識の解消に向け、法務局、糸魚川人権擁護委員協議会、関係団体などと連携を図りながら、人権教育・啓発を積極的に推進します。 |
| 講演会・研修会等による啓発活動の実施 | ・市民や企業などが差別の解消に向けた取組を主体的に実施できるよう、講演会の開催やポスターの掲示、パンフレットの配布などを行います。また、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、その情報提供を行います。 |

２　学校や社会教育における人権教育・同和教育の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 学校における人権教育・部落問題学習の推進 | ・教職員に対して、関係法令を理解し、同和問題をはじめとしたあらゆる人々の人権尊重を目的とした研修会等を行います。<br>・児童生徒に対する人権教育・部落問題学習を行います。 |
| 人権啓発・教育の推進 | ・地域での学びの拠点である、各地区公民館等を中心に、人権問題・同和問題の学習機会の提供を図るとともに、県や人権に係わる関係機関が行う研修会などへの市民参加を推進します。<br>・「部落差別解消法」の周知・啓発を図ります。 |

３　部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 相談体制の充実と当事者団体との連携 | ・相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国・県及び他の自治体等と連携し、差別をなくすための取組を推進します。 |

４　個人情報の漏洩を防ぐための取組の徹底

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 個人情報の取扱いの徹底と本人通知制度の適正な運用 | ・就職差別、結婚差別に結び付く身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。<br>・本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、平成26 (2014)年４月に制度運用を開始した「本人通知制度」について、市民への周知と適正な運用を図ります。 |

５　インターネット上の人権侵害行為の早期発見に向けた取組の推進

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| モニタリング事業の実施 | ・インターネット上の人権侵害行為の早期発見に努めるとともに、それを確認した場合には、関係機関・関係団体と連携を図りながら、削除要請等の適切な対応に努めます。 |

## ６　外国にルーツがある人

（現状と課題）

近年の国際化に伴い、わが国を訪問する外国人旅行者や在住する外国人、日本国籍を取得した外国出身者は増加傾向にあります。

また、本市の住民基本台帳における外国人住民数は、令和３（2021）年３月 31 日現在において 413 人となっており、その数は、他の自治体と比較して高い水準ではないものの、今後の社会情勢の変化や外国との交流が進むにつれて増加すると予想されます。

このような外国にルーツがある人の増加に伴い、言語、文化、習慣、価値観の違いから、近隣住民との摩擦や偏見、外国にルーツがある人の就労に際しての差別、アパート等への入居拒否など様々な人権問題が生じています。また、戦前からの歴史的経緯を背景に持つ韓国・朝鮮国籍等の特別永住者の人たちの多くは、日本で生まれ、育ち、生活をしているにもかかわらず、無理解や差別を受けているという現実があります。さらには、近年では、デモなどにおいて特定の国籍の外国人を排斥し、差別を扇動するヘイトスピーチが社会問題となっており、このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立し、平成 28（2016）年６月に施行されました。

外国にルーツがある人の多くは、異なる文化・言語・宗教・習慣を持っており、これらの文化や習慣は人格形成の重要な一部となっています。これらを互いに理解し、認め合い、異文化をともに学び合うことによって、外国にルーツがある人を地域の構成員として受け入れていくことが大切です。

市民意識調査の結果を見ると、「外国にルーツがある人の人権が守られていないと思うこと」については、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が 32.2％と最も高く、日本語能力の高くない外国にルーツがある人などにとっては住みにくい環境であると考える市民が多い状況です。また、「外国にルーツがある人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思うか」については、「外国語による相談の場を増やす」が 39.0％と最も高く、次いで、「働ける場所や能力を発揮できる機会を設けること」が 30.6％となりました。

今後も関係団体と連携しながら、市民及び外国にルーツがある人が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境をつくり、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、誰もが快適な生活を送られる地域づくりを進める必要があります。

また、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度については、「法律の内容をだいたい知っている」が 10.7%、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が 38.8%と、法律を認知している人がおよそ５割だったことから、より一層の法律の周知・啓発が必要です。

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施**

あなたが「外国にルーツがある人の人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

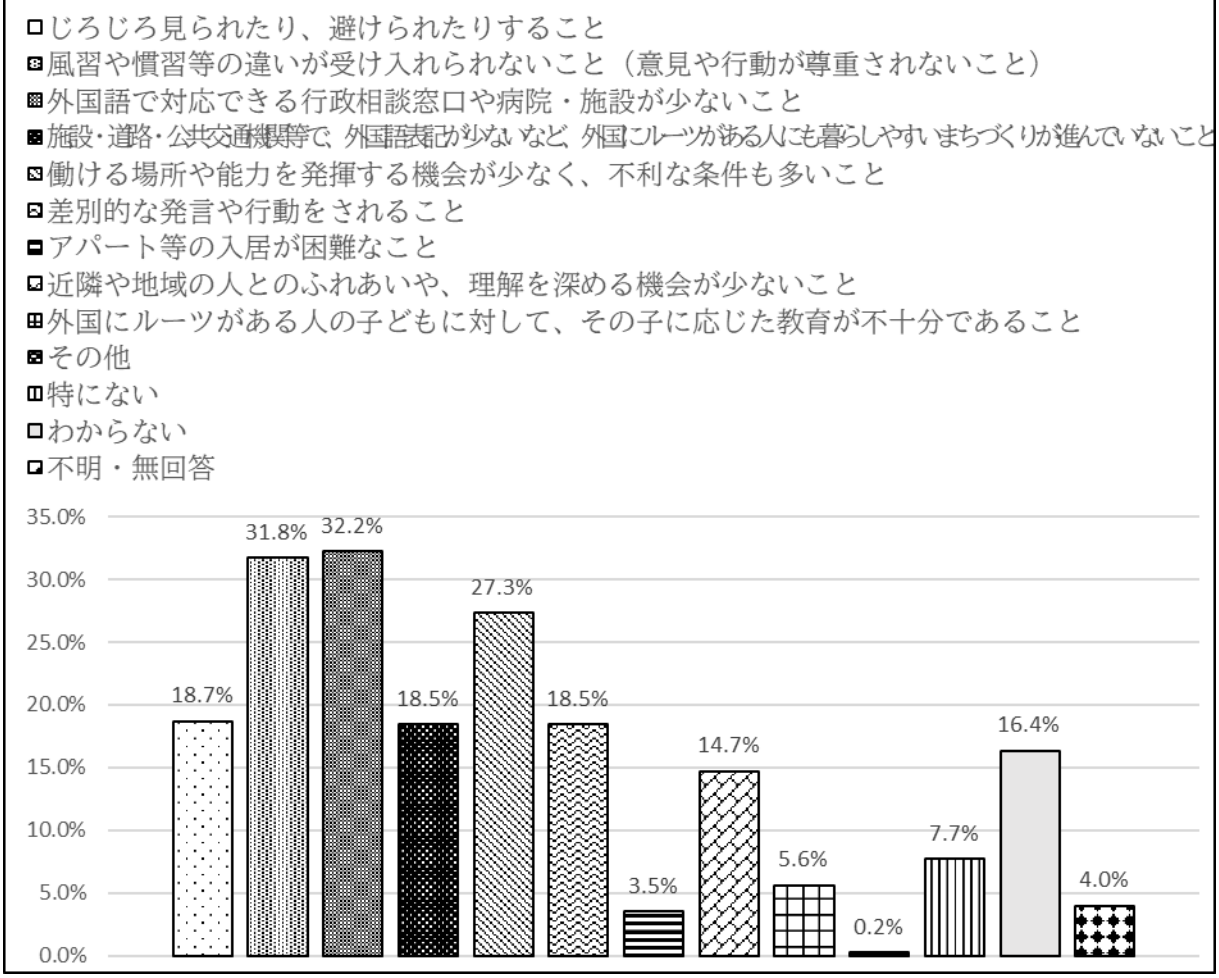


（目標指標）

| 施策指標 | 現状(R2) | 目標(R8) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| ヘイトスピーチ解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | 10.7 | 20.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |

（施策の方向）

１　外国にルーツがある人が暮らしやすいまちづくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 様々な場面での外国語併記による暮らしやすい環境の推進 | ・住居、労働、福祉、医療、教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め、交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記します。また、市役所や公民館などの公共施設や、学校、幼稚園、保育園などの教育施設においても可能な限り外国語を併記します。 |
| 円滑なコミュニケーションの確保 | ・コミュニティ通訳において、日本語での会話が難しい外国にルーツがある人を対象として、医療通訳や行政通訳を行います。<br>・翻訳アプリの活用について、啓発を行います。 |
| 生活に必要な日本語能力の習得 | ・語学力向上のための日本語教室を開設します。また、教室を通して、国籍、年代を超えた仲間づくりを進めます。 |
| 相談支援体制の充実 | ・外国人生活相談室を定期的に開催し、生活上の様々な悩みや行政上の制度等の相談に応じ、問題解決を図ります。 |
| 外国にルーツがある児童・生徒の教育支援 | ・日本語が分からない外国にルーツがある小学生・中学生に対して、早く日本の学校生活に慣れてもらえるように、日本語の習得や学校生活の約束事など学校生活サポート授業を行います。 |

２　多文化共生社会の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 多様性と社会的包摂の意識の醸成 | ・学校教育、地域や職場などにおける学習機会を通して、日本の文化を大切にする意識を培うとともに、外国の様々な文化や歴史、伝統について理解を深めます。<br>・一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う意識の醸成を推進します。<br>・「ヘイトスピーチ解消法」の周知・啓発を図ります。 |

| | |
|---|---|
| 外国にルーツがある人の地域社会への参画促進 | ・外国にルーツがある人が地域社会の一員として参画できる多様な機会の提供と多文化共生による魅力的な地域づくりにつなげます。 |

3　適正な雇用等の促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 企業、事業主等への啓発 | ・外国にルーツがある労働者が適正な労働条件のもとで就労できるよう、事業主等への啓発を行います。 |

## 7　感染症患者等

（現状と課題）

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者・元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

【ＨＩＶ感染者等】

ＨＩＶ感染症は、その感染経路が性的接触、血液感染、母子感染に限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。

【ハンセン病患者・元患者やその家族】

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。今では、その治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、戦前からの誤った知識のために、強制隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する差別や偏見が存在しました。平成 20（2008）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立しましたが、差別や偏見が依然として残っています。また、令和元（2019）年には家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出され、国としても、内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」とされました。

【新型コロナウイルス感染症患者やその家族・医療従事者等】

新型コロナウイルスは、令和元（2019）年末頃より出現し、世界中で患者数が増加している感染症です。主な感染経路は飛沫感染及び接触感染で、令和４（2022）年３月現在において明確な治療法が確立されていない感染症となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症患者やその家族の個人情報がインターネット上でさらされ、根拠のない情報に基づく誹謗中傷を受けたり、医療従事者やエッセンシャルワーカー、県外在住者等への差別・偏見が行われたりと、様々な人権問題が発生しています。思い込みや過剰な反応による差別や偏見をしないためにも、一人ひとりが正しい情報を確認し、冷静な対応を心がけるよう啓発していくことが重要です。

市民意識調査の結果を見ると、「感染症患者等の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「ＨＩＶ やエイズ、ハンセン病について正しく理解がされていないこと」が 53.5％と突出して高くなっています。また、他の人権問題に比べ、「わからない」の回答率が高く、19.4％となっています。これらの結果からわかるように、エイズ患者やＨＩＶ感染者、ハンセン病患者・元患者に対しては、誤った知識や理解不足によるマイナスイメージが依然として見られ、正しく理解されていないのが現状です。

「感染症患者等の人権を守るために、どのようことが必要だと思うか」については、「エイズやハンセン病等の実態や疾患の正しい理解の啓発による、偏見・差別の解消」、「感染症患者等のプライバシー保護」、「学校教育 、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や、認識を深める教育」と回答する人が多いことからも、ハンセン病やエイズ・ＨＩＶ等感染症に対する正しい知識の普及、また、結核やその他の感染症についても理解の促進を図り、患者や元患者、感染者、そしてその家族が差別や偏見を受けることがないように、関係機関と連携して人権教育・啓発を今後も一層進めていく必要があります

また、「新型コロナウイルス感染者等の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「誹謗中傷したり、デマを拡散したりすること」が 69.2％、「ＳＮＳなどで感染者や濃厚接触者等の実名を掲載したり、プライバシーを勝手に公開したりすること」が 52.8％となっていることから、感染拡大防止に関する正しい知識の啓発とともに、感染者等の人権に配慮した冷静な行動を呼びかけることで、不要な個人情報の流出や誹謗中傷を防止することが重要です。

(施策の方向)

１　感染症について理解の促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 感染症に対する正しい知識の普及 | ・保健所、医療機関等と連携し、感染症について正しい知識を普及啓発し、感染症患者に対する偏見や差別の解消を図ります。 |
| 感染症患者のへ相談支援 | ・保健所、医療機関等との連携を図りながら、個人情報の保護に十分留意した、感染症患者、患者家族への相談支援を実施します。 |

## 人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施

あなたが「感染症患者等の人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

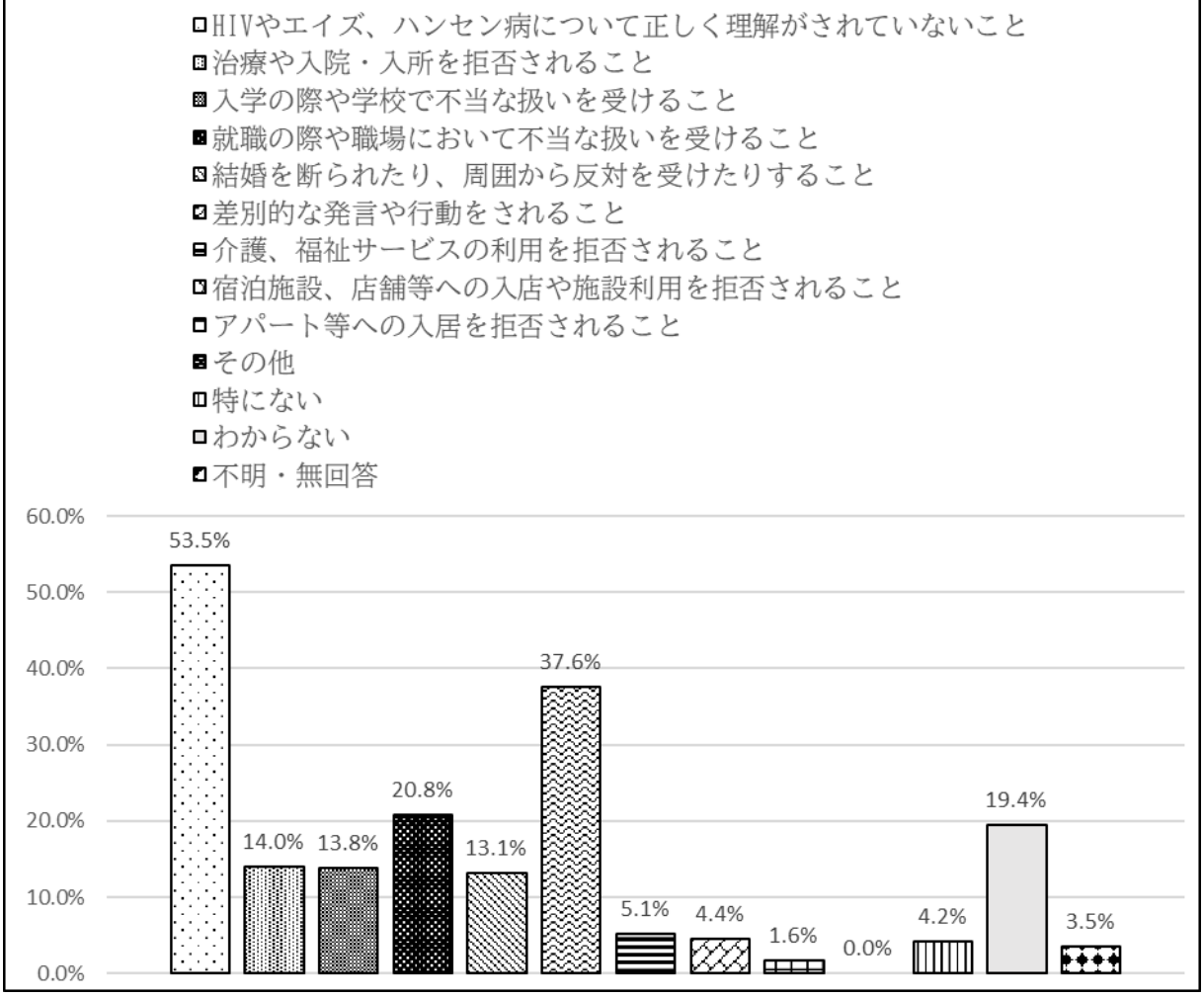

## 8　性的指向・性自認

（現状と課題）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、具体的には、異性愛（ヘテロセクシュアル）・同性愛（ホモセクシュアル）・両性愛（バイセクシュアル）を指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念であり、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しない状態をトランスジェンダーと呼び、一致していないことによる違和感を覚えたり、身体の手術を通じて性の適合を望んだりします（性同一性障害）。

平成 16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者に対する性別の取扱いの変更について規定され、平成 20（2008）年の改正法により要件が緩和されました。

また、令和元（2019）年には世界保健機構（ＷＨＯ）が作成する国際疾病分類が改定され、性同一性障害が「精神障害」の分類から除外されました。

性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当であるという認識が広がってきており、差別解消に向けた取組も活発化していますが、未だに偏見や差別は発生しています。

性に関する多様性を多くの人に認識してもらうため、習慣や常識となっている考え方を見直す機会を提供し、性的少数者（セクシュアルマイノリティ：ＬＧＢＴＱ）の認知と理解を促す啓発活動を実施していく必要があります。

市民意識調査の「性的指向・性自認を理由とした人権侵害が起きていると感じるのはどのようなことか」については、「差別的な言動をされること」が 37.4％と最も高くなりました。また、「わからない」の回答率が他の人権問題と比べて最も高く、24.1％となっていることからわかるとおり、市民の性的指向・性自認に対する認知度が低いことから、学校、地域、家庭、職場などの様々な場面で、性のあり方を尊重する意識の醸成を図り、誰もがその人らしい生活を送れる社会づくりを進めていく必要があります。

（目標指標）

| 施策指標 | 現状（R2） | 目標（R8） | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 「ＬＧＢＴＱ」の認知度（知っているの計）（％） | 59.5 | 70.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和２年11月実施**

あなたが「性的指向・性自認を理由にした人権侵害が起きている」と感じるのは、どのようなことですか。

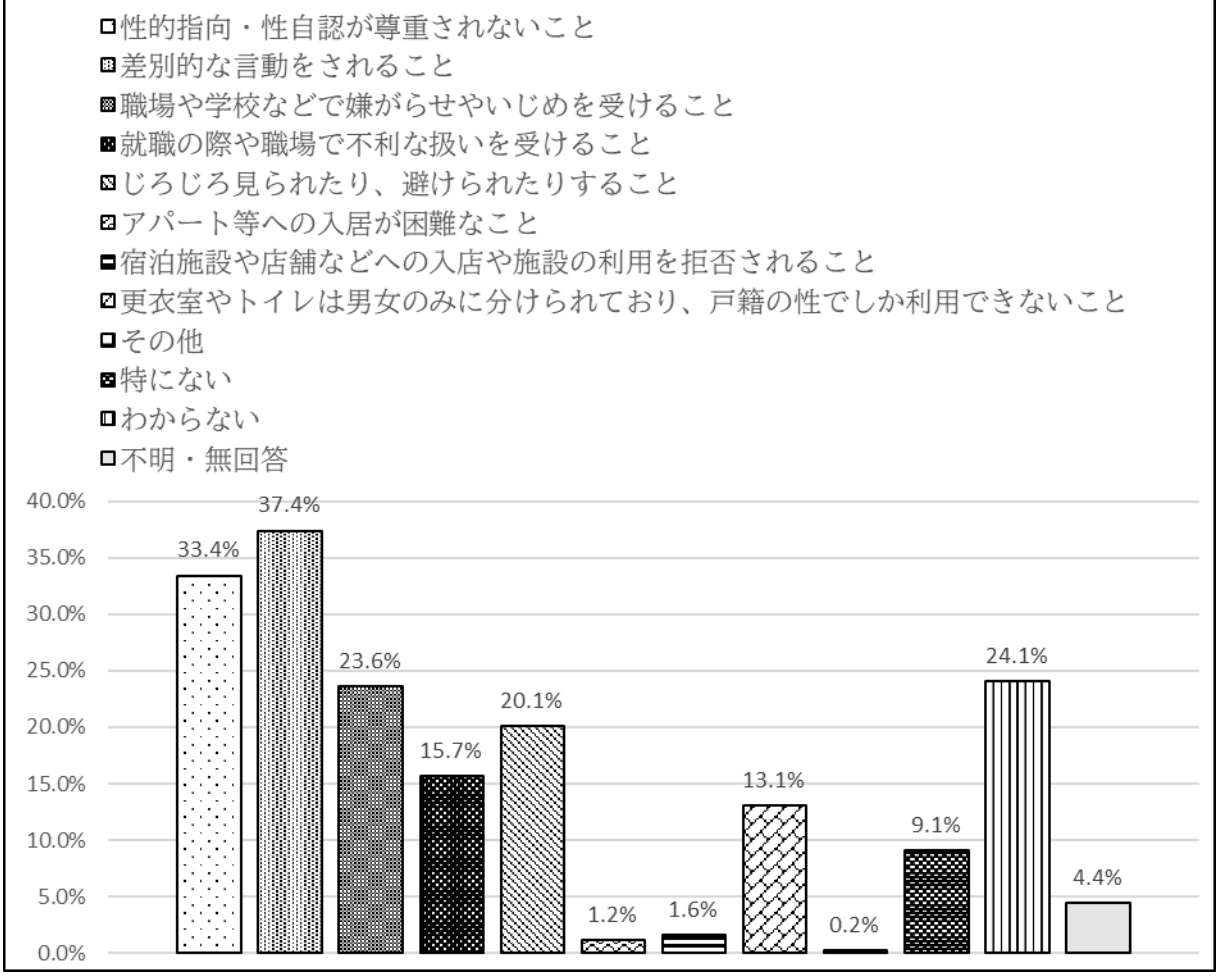


（施策の方向）

１　性的少数者が暮らしやすい社会づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 性的指向・性自認に対する正しい理解を深めるための教育・啓発の推進 | ・広報紙やホームページによる啓発を行います。<br>・性的指向・性自認に関する研修会の実施等、性的少数者への理解を深めるための学習機会を市民に提供します。 |
| 性的少数者への相談支援 | ・法務局、人権擁護委員協議会等との連携を図りながら、個人情報の保護に十分留意した相談支援を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。 |

## ９　様々な人権問題

（現状と課題）

【働く人】

現在日本では、定年の引上げや外国人労働者の増加、女性就業者率の上昇などによる働く人の多様化と、派遣社員や契約社員、パート・アルバイトなどの非正規雇用者率の上昇による働き方の多様化が、様々なハラスメント、過労死や過労自殺の増加、ニート・フリーター、ワーキングプア[16]など、多くの人権問題を発生させています。

働く人の人権の尊重のため、企業等に対する人権啓発の推進はもちろんのこと、市民が人権侵害に遭った場合に適切な対応ができるよう啓発を行うとともに、相談しやすい環境づくりを推進していくことが重要です。

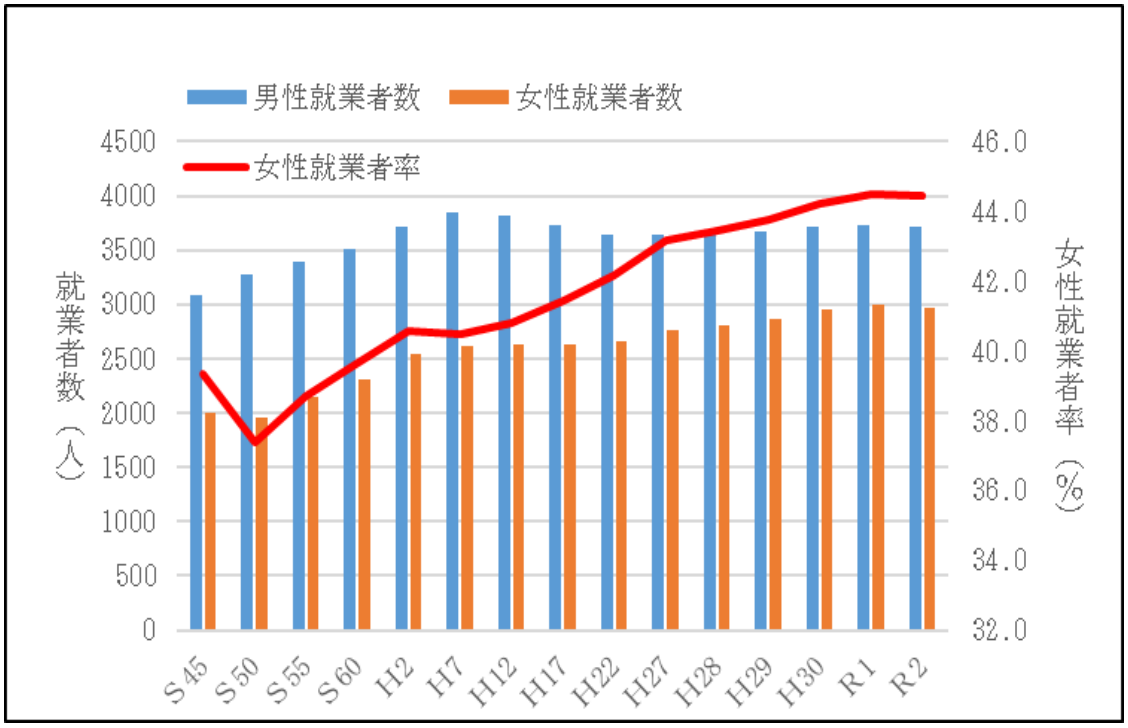


図２　男女別就業者数と女性就業者率

出典：「労働力調査」　総務省 統計局　令和３年２月 16 日

16 ワーキングプア（working poor：働く貧困層）とは、フルタイムで働いているにもかかわらず十分な収入が得られず、貧困状態にある就業者層のこと。

【犯罪被害者とその家族】

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるなどの被害に加え、後遺症や精神的被害、経済的損失などに苦しめられているにもかかわらず、興味本位のうわさや配慮に欠けた言動、偏見、誹謗中傷、報道機関の過剰取材等の、副次的被害を受けていることがあります。

平成 16(2004)年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」としました。

犯罪被害者等の名誉や私生活の平穏のためには、犯罪被害者等への理解を深め、支えていくことが重要です。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰のための住居の確保や就職、就労などにおいて、差別的な扱いを受けることがあります。

平成 28（2016）年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国は「再犯防止推進計画」を策定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた施策を推進しています。本市においても、令和３（2021）年度に糸魚川市再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者、非行を犯した少年を「犯罪に戻らない、戻さない」よう責任ある社会の一員として受け入られる社会環境を整え、地域社会から孤立しない支援に努めています。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会の理解と協力が必要となります。本市では、更生保護協力雇用主制度もあり、保護司と連携して更生を支えています。再犯を防止し、自立・更生を支えるだけでなく、市民の更生保護思想の普及、啓発に努めることが重要です。

【個人情報保護】

平成 17（2005）年には、「個人情報の保護に関する法律」が施行され、行政機関だけでなく、事業者にも適正な個人情報の取扱いが義務付けられました。しかし、行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。また、平成 25（2013）年に社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（マイナンバー法）」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取扱いに慎重さが求められます。

個人情報の提供に当たっては、利用目的を確認し、不要な情報は提供しないことが重要です。一人ひとりが「自分の情報は自分で守る」という意識を持つために、適切な個人情報の取扱いの周知・啓発に努めます。

【その他】

アイヌの人々、ホームレスの人たち、婚外子、新潟水俣病被害者、北朝鮮当局による拉致被害者、東日本大震災に起因する人権問題等、様々な人権問題についても、それぞれの問題の性質や本質を理解した上で、社会情勢の変化に応じて的確に対応していく必要があります。

これら様々な人権問題の解決のためには、基本的に何が人権問題なのかを的確に判断できる知識や感性を育てるとともに、市民一人ひとりが差別の問題を他人事とせず、自分自身の問題として捉え、正しく向き合いながら考えていくことが必要です。

また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じた取組が必要となります。

（施策の方向）

1　様々な人権問題に対する人権意識の高揚

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 様々な人権問題に対する人権意識を高揚するための教育・啓発の推進 | ・広報紙やホームページによる啓発を行います。<br>・様々な人権に関する学習機会を市民に提供します。 |

2　個人のプライバシーや名誉に関する理解促進の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発の充実 | ・プライバシーや個人情報保護などに関する啓発・学習機会を充実します。 |

3　人権侵害に対する相談・支援体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 人権侵害に対する相談・支援体制などの整備 | ・身近で相談しやすい人権に関する相談・支援窓口を整備し、救済制度や支援機関などの情報提供を行います。 |
| 人権侵害に対して適切に対応するための関係機関との連携強化 | ・法務局、人権擁護委員、地域、各種団体などとの連携・協力を強化し、問題の解決を図ります。 |

4　社会情勢の変化に伴う新たな人権問題への対応

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 新たな人権問題の把握、情報提供 | ・関係機関との連携により、新たな人権問題に関する情報収集と情報提供を行います。<br>・計画の見直し毎に人権に関する市民意識調査を実施し、時代の変化に応じた人権問題の把握と、課題解決のための施策を推進します。 |

# 第４章　計画の推進に向けて

## １　庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠です。

そのため、本市の人権施策を全庁的な組織で計画的に推進するとともに、人権問題を検討・協議する「糸魚川市人権施策推進庁内委員会」を設置し、人権施策の調整及び総合的な推進を図ります。

## ２　関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国・県、企業・団体等と連携を図りながら、幅広い分野における取組を推進します。

法務局及び糸魚川人権擁護委員協議会、県等と連携を図るとともに、企業、団体、地域等への支援、相互協力により、情報の共有化、連携による啓発事業の実施、企業・団体等による主体的、自発的な人権教育・啓発の取組など、より効果的な人権施策の推進に努めます。

## ３　計画の進行管理と見直し

本推進計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、この計画に掲げた内容については、毎年度、糸魚川市人権施策推進庁内委員を中心に事業実績報告書・事業計画書を作成し、取組状況を把握することで適切な進行管理を行います。

併せて、人権施策の総合的かつ効果的な推進に向けて、各人権問題の関係団体等より委嘱する委員で構成される人権施策推進機関にて協議を行い、市民一人ひとりの人権意識の向上を目指します。

また、人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、概ね５年ごとに市民意識調査を行い市民の人権に関する意識の変化の把握に努めます。

## ４　数値目標

本推進計画をより実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示すことが重要です。

第３次糸魚川市総合計画においても、全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障がいの有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「人権や差別問題に関心のある市民の割合」を85%にすることを施策指標に設定しています。

| 施策指標 | 現状(R2) | 中間目標(R6) | 最終目標(R10) |
|---|---|---|---|
| 人権や差別問題に関心のある市民の割合 | 64.5% | 75.0% | 85.0% |

本計画においても、この施策指標を目標値に設定し、計画最終年度となる令和10（2028）年度中の達成を目指します。

### 第３章目標指標一覧

| 分野 | 施策指標 | | 現状(R2) | 目標(R8) |
|---|---|---|---|---|
| 女性 | 家庭生活で、「男女平等になっている」の回答した人の割合(%) | | 23.2 | 37.0 |
| | 男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよいの回答が「そう思わない」と答えた人の割合(%) | | 55.5 | 70.0 |
| | 「女性のための相談室」を知っている人の割合（%） | | 41.6 | 60.0 |
| | 各種審議会等における女性委員の割合(%) | | 25.5 | 40.0 |
| 子ども・若者 | 子育て環境に、「満足」または「どちらかというと満足」と回答した人の割合(%) | | 52.4 | 70.0 |
| | 「自分によいところがある」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 83.3 | 85.0 |
| | | 中学３年 | 87.5 | 90.0 |
| | 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 98.3 | 100.0 |
| | | 中学３年 | 98.3 | 100.0 |
| | 「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる」と思うこどもの割合(%) | 小学６年 | 80.0 | 83.0 |
| | | 中学３年 | 92.2 | 95.0 |
| | 認知したいじめの解消率（%） | | 74.2 | 80.0 |

| 分野 | 施策指標 | | 現状(R2) | 目標(R8) |
|---|---|---|---|---|
| 高齢者 | 生きがいのある人の割合（%） | | 57.4 | 90.0 |
| | 認知症サポーター　累計養成数（人） | | 3,958 | 4,300 |
| | 市民後見人受任ケース数（件） | | 0 | 6 |
| 障がいのある人 | 障害者差別解消法について、「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | | 16.4 | 30.0 |
| | 障害者差別解消法の「合理的配慮」の認知度（%） | | 21.3 | 40.0 |
| | 障がいのある方への理解や差別の解消が「進んだ」、「やや進んだ」と思う市民の割合（%） | | 33.1 | 40.0 |
| | 就労移行支援事業の利用者数（人） | | 16 | 16 |
| | 福祉施設から一般就労への移行者数（人） | | 6 | 6 |
| | 発達障がいという言葉を「知っていて意味も理解している」と答えた保護者の割合(%) | ４～６歳 | 58.6 | 80.0 |
| | | 小学校高学年 | 57.1 | 80.0 |
| 同和問題 | 部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | | 17.3 | 30.0 |
| | 「同和地区出身者との結婚について、子どもの意思を尊重する」と回答した人の割合(%) | | 56.3 | 65.0 |
| | 本人通知制度登録者数（人） | | 177 | 300 |
| 外国にルーツがある人 | ヘイトスピーチ解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | | 10.7 | 20.0 |
| 性的指向・性自認 | 「ＬＧＢＴＱ」の認知度（知っているの計）（%） | | 59.5 | 70.0 |

# 資　料　編

# １　世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日 第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域で

あると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第１０条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第１１条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第１２条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保

護を受ける権利を有する。

第１３条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第１４条

１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

２　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第１５条

１　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認される　ことはない。

第１６条

１　成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

２　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

３　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第１７条

１　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

２　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第１８条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第１９条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第２０条

１　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

２　何人も、結社に属することを強制されない。

第２１条

１　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

２　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

３　人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第２２条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第２３条

１　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

２　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

３　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

４　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第２４条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第２５条

１　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

２　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第２６条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第２７条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第２８条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第２９条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使　してはならない。

第３０条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## ２　児童の権利に関する条約（概要）

平成元（1989）年11月20日 第44回国際連合総会で採択

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

**1　児童の定義**

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。（第一条）

**2　締約国の義務**

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第六条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

（イ）締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第七条）。

（ロ）締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第八条）。

(4) 家族から分離されない権利

（イ）締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第九条）。

（ロ）家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第十条）。

（ハ）締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第十一条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第十二条）

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第十三条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第十四条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第十五条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

（イ）締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。

（ロ）締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第十九条）。

（ハ）家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。

（ニ）締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

（イ）締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。

（ニ）締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。

（ロ）締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。

（ハ）締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。

（ニ）締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

（イ）締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。（第二十八条）

（ニ）締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。

（ハ）少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。

（ニ）締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

（イ）締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。

（ロ）締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第三十三条）。

（ハ）締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。

（ニ）締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第三十五条）。

（ホ）締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第三十六条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

（イ）締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有

の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。（第三十七条）

（ロ）締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十八条）。

（ハ）締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。

（ニ）締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。

**3　条約と国内法及び他の国際法との関係**

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

**4　条約の広報義務**

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

**5　委員会の設置等**

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第四十三条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第四十四条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。（第四十五条）

**6　最終条項**

署名、批准、加入、効力発生、留保等について規定している（第四十六条から第五十四条まで）。

出典：文部科学省ホームページ

（https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm）より抜粋

## ３　日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第３章　国民の権利及び義務

第１０条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第１１条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第１２条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第１３条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について

は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第１４条

１　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第１５条

１　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

２　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

３　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

４　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第１６条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第１７条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第１８条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第１９条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第２０条

１　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第２１条

１　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第２２条

１　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第２３条

学問の自由は、これを保障する。

第２４条

１　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第２５条

１　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第２６条

１　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第２７条

１　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

３　児童は、これを酷使してはならない。

第２９条

１　財産権は、これを侵してはならない。

２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第３０条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第３１条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第３２条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第３３条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第３４条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第３５条

１　何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第３３条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

２　捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第３６条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第３７条

１　すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

２　刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

３　刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第３８条

１　何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

２　強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

３　何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第３９条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第４０条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第１０章 最高法規

第９７条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第９８条

１　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第９９条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

# ４　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の寛容を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ５　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年６月26日公布

法律第65号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三　行政機関等　国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四　国の行政機関　次に掲げる機関をいう。

イ　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホ

の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ　会計検査院

五　独立行政法人等　次に掲げる法人をいう。

イ　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六　地方独立行政法人　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七　事業者　商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条　国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条　行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条　政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実

施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二　行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三　事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四　その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章　行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条　事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなけれ

ばならない。

（国等職員対応要領）

第九条　国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

２　国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

３　国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

４　国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

５　前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条　主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

２　第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条　主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応

指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条　行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

## 第四章　障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条　国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条　国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条　国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条　国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二　学識経験者

三　その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条　協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

２　関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

４　協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条　前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章　雑則

（主務大臣）

第二十一条　この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条　第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条　この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところに

より、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十五条　第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条　第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条　政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条　国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条　主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# ６　部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日

法律第109号

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

## ７　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年６月３日

法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条　国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解

消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章　基本的施策

（相談体制の整備）

第五条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2　不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# ８　新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

平成16年4月

第１章　基本的な考え方

１　基本指針改定の趣旨

(1) 改定の経緯

国際連合において、１９４８（昭和２３）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、１９４６（昭和２１）年１１月３日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、２０００（平成１２）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（ 以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、２００４（平成１６）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている。また、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題等への関心が高まっているほか、インターネットによる人権侵害やいわゆるヘイトスピーチなど新たな人権問題も生じている。

一方、近年、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など、人権に関する法整備が進んでいる。これらの社会情勢の変化等を踏まえ、今後、更に一層、人権教育・啓発の推進が求められる状況に鑑み、本県が取り組む施策の方向を新たに示すため、本基本指針を改定する。

(2) 改定に当たっての考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に

努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。

また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

## ２　基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

## ３　基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連１０年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものである。同時に、「新潟県長期総合計画21世紀最初の10年計画新潟・新しい波」（2001～2010）と整合性を持ち、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人ひとりが人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

## ４　基本指針策定の背景

(1)　国際的動向　（略）

(2)　国の動向　（略）

(3)　本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。

今後は、この基本指針に則し、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり諸施策を着実に実施していく必要がある。

第２章　様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進　（略）

第３章　分野別人権施策の推進　（略）

第４章　人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進　（略）

第５章　人権施策推進に向けて

１　県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1)　庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議（仮称）」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2)　人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3)　人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4)　職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

２　関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要であ

る。

(1)　国との連携

国が実施する「人権啓発フェスティバル」などの人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2)　市町村との連携

第１章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3)　民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やＮＰＯなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

３　基本指針の見直し

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。

# ９　糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿

| 所　属　等 | 役　職 | 氏　名 | | 分　野 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 糸魚川人権擁護委員協議会 | 事務局長 | ◎ | 山本　明美 | 人権全般 | |
| 糸魚川市教育研究会人権教育・同和教育部<br>(糸魚川市立中能生小学校長) | 部　　長 | | 若木　直弘 | 学校教育 | R3.4.1から |
| 糸魚川市教育研究会人権教育・同和教育部<br>(糸魚川市立能生小学校長) | 部　　長 | | 田原　早苗 | 学校教育 | R3.3.31まで |
| 社会教育委員 | | | 清水　博 | 社会教育 | |
| 糸魚川市男女共同参画推進委員会 | 副委員長 | | 金子　浩子 | 女　　性 | |
| 糸魚川民生委員児童委員連絡協議会 | | ○ | 長　砂男 | 子 ど も | |
| 公益社団法人　認知症の人と家族の会<br>新潟県支部 | 代　　表 | | 金子　裕美子 | 高 齢 者 | |
| 糸魚川市身体障害者会 | 副 会 長 | | 細井　大治 | 障がいのある人 | |
| 部落解放同盟新潟県連合会 | 副執行委員長 | | 嶋田　守雄 | 同和問題 | |
| 糸魚川国際交流協会 | 日本語教室部長 | | 井崎　由紀子 | 外国にルーツがある人 | |
| 糸魚川地域振興局健康福祉部地域保健課 | 課　　長 | | 富井　美穂 | 感染症患者 | R3.4.1から |
| 糸魚川地域振興局健康福祉部地域保健課 | 課　　長 | | 佐藤　まゆみ | 感染症患者 | R3.3.31まで |
| 糸魚川商工会議所経営支援課経営支援係 | | | 加藤　淳子 | 商工団体 | |

・◎印は委員長、○印は副委員長

・各委員の任期は、令和２年９月 25 日から推進計画策定が終了するまで。

ただし、委嘱期間中に委員が交代した場合は、備考欄に記載の期日から、又はその期日まで。

# 10　糸魚川市人権施策推進庁内委員会名簿

| 所属 | | | 職名 | | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務部 | 総務課 | 職員係 | 主査 | | 秋山　智宏 | |
| 市民部 | 市民課 | 住民係 | 係長 | ○ | 山本　幸己 | 令和3年度 |
| | | 住民係 | 副参事 | | 大滝　智子 | 令和2年度 |
| | 福祉事務所 | 援護係 | 主査 | | 石崎　健一 | 令和3年度 |
| | | 援護係 | 主査 | | 水島　貴幸 | 令和2年度 |
| | | 高齢係 | 次長 | | 塚田　修身 | 令和3年度 |
| | | 高齢係 | 主査 | | 加藤　雅志 | 令和2年度 |
| | | 障害係 | 主任主事 | | 渡辺　則子 | 令和3年度 |
| | | 障害係 | 主査 | | 竹田　淳子 | 令和2年度 |
| | 健康増進課 | 保健係 | 保健師 | | 横川　真由子 | 令和3年度 |
| | | 保健係 | 主査 | | 猪又　綾子 | 令和2年度 |
| 産業部 | 商工観光課 | 企業支援室 | 主査 | | 久保田　直子 | |
| 教育委員会事務局 | こども課 | 子育て支援係 | 課長補佐 | | 室橋　淳次 | |
| | | 親子健康係 | 主査 | | 水嶋　絵巨 | 令和3年度 |
| | | 親子健康係 | 係長 | | 古平　真由美 | 令和2年度 |
| | こども教育課 | こども教育係 | 副参事 | | 佐藤　文大 | |
| | 生涯学習課 | 生涯学習係 | 課長補佐 | ◎ | 磯貝　恭子 | |
| 事務局 | 環境生活課 | | 課長 | | 猪又　悦朗 | 令和3年度 |
| | | | 課長 | | 高野　一夫 | 令和2年度 |
| | | 市民生活係 | 課長補佐 | | 蒲原　麻里 | |
| | | | 主事 | | 菊池　祐希 | |

・◎印は委員長、○印は副委員長

・各委員の任期は、各年度任命の日から当年度末まで。

ただし、単年度のみ任命した場合は備考欄に記載の年度に任命したもの。

## 11　計画策定の経緯

| 期　日 | 項　目 | 内　容 |
|---|---|---|
| 令和２年９月17日 | 令和２年度<br>第１回庁内委員会 | 策定スケジュール検討<br>意識調査の内容検討 |
| 令和２年10月８日 | 令和２年度<br>第１回策定委員会 | 委員長、副委員長の互選<br>策定スケジュール検討<br>意識調査の内容検討 |
| 令和２年11月11日<br>～11月30日 | 人権に関する意識調査の実施 | 満15歳以上の市民1,000人を対象<br>回収数428件、回収率42.8％ |
| 令和３年５月19日 | 令和３年度<br>第１回庁内委員会 | 意識調査ついての結果報告<br>計画の構成等について |
| 令和３年６月３日 | 令和３年度<br>第１回策定委員会 | 意識調査ついての結果報告<br>計画の構成等について |
| 令和３年７月26日 | 令和３年度<br>第２回策定委員会 | 計画案の検討 |
| 令和３年８月17日 | 令和３年度<br>第２回庁内委員会 | 素案修正依頼<br>今後の計画推進体制について |
| 令和３年９月27日 | 令和３年度<br>第３回策定委員会 | 計画案の検討 |
| 令和３年10月６日<br>～10月14日 | 庁内修正依頼① | 素案及び目標指標修正 |
| 令和３年10月29日 | 令和３年度<br>第４回策定委員会 | 計画案の検討 |
| 令和３年11月12日<br>～11月18日 | 庁内修正依頼② | 計画案修正 |
| 令和４年１月４日<br>～２月２日 | パブリックコメント | 計画案に対する意見の公募 |
| 令和４年２月15日 | 令和３年度<br>第５回策定委員会 | 計画案の審議 |

## 12　糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

平成27年12月18日告示第175号

糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成28年１月１日から施行する。

糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

**第１条**　糸魚川市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑な策定を図るため、糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

**第２条**　委員会は推進計画の策定に関する事項について調査及び審議をし、並びに意見及び提言を行う。

（組織）

**第３条**　委員会は、委員12人以内で組織する。

２　委員会の委員は、人権の教育及び啓発に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

**第４条**　委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定が終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

**第５条**　委員会には、委員長及び副委員長各１人を置き、委員のうちから互選する。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第６条**　委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

**第７条**　委員会の庶務は、市民部環境生活課において処理する。

（その他）

**第８条**　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める

**第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画**

令和4年3月

**糸魚川市市民部環境生活課**

〒941－8501　糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL　025-552-1511　FAX　025-552-8250

URL　http://www.city.itoigawa.lg.jp

E-mail　kankyo@city.itoigawa.lg.jp